

令和3年

# 厚生委員会会議録

とき 令和3年9月22日

品川区議会

令和3年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和3年9月22日（水） 午前10時00分～午後2時19分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 鈴木 博 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君  
委員 石田 秀男 君 委員 若林 ひろき 君  
委員 せお 麻里 君 委員 木村 けんご 君  
委員 高橋 しんじ 君

欠席委員 委員 石田 ちひろ 君

出席説明員 伊崎 福祉 部長 寺嶋 福祉 計画 課長  
宮尾 高齢者 福祉 課長 菅野 高齢者 地域 支援 課長  
松山 障害者 福祉 課長 築山 障害者 施策 推進 担当 課長  
櫻木 生活 福祉 課長 福内 健康 推進 部長  
（品川区保健所長兼務）  
高山 参事 池田 国保 医療 年金 課長  
（健康推進部健康課長事務取扱）  
秋山 保健 整備 担当 部長 鈴木 参事  
（品川区保健所生活衛生課長事務取扱）  
鷹 箸 参事 豊嶋 新型 コロナ ウイルス 予防 接種 担当 課長  
（品川区保健所保健予防課長事務取扱）

○午前10時00分開会

**○鈴木（博）委員長**

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日の予定ですが、昨日の委員会で所管質問の項目が新たに追加となりましたことから、皆様の机上に審査・調査予定表を配付しております。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

なお、石田ちひろ委員は、本日欠席とのご連絡をいただいております。

本日も、これまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、報告事項等は原則、部ごとに取り上げ、会議途中での理事者の入替え等も行っておりますので、ご了承ください。

前日も申し上げましたが、ただいまご案内しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応の下での委員会であり、また、本日は緊急事態宣言の発令中でもあります。各委員におかれましては、会議時間が長時間にならないよう、重複を避ける、事柄を絞り簡潔に行う、前置きを省くなど、簡潔かつ効率的な質疑にご留意いただきますようお願い申し上げます。

理事者の皆様におかれましても、委員会運営の効率化へのご協力を改めてよろしくお願いいたします。

---

1 報告事項

(1) 令和2年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果について

**○鈴木（博）委員長**

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和2年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○宮尾高齢者福祉課長**

それでは、令和2年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果についてご報告を申し上げます。

初めに、品川区の指定管理者制度ですが、平成17年に策定をいたしました、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針および実施要領に基づいて実施をしておりますが、今年度、制度の円滑な運用を図るため、区および事業者の責任の明確化、リスク管理、透明性、公平性向上の観点から、基本方針の改定がありました。これに伴いまして、事業収支の概要である、指定管理料等の収入・支出・差引収支を総括シートに記載するようになっております。

なお、今回このように、全庁的に様式が変更になったことによりまして、事業収支の概要欄における項目について、令和元年度以前の数値が変更されている箇所がございます。あらかじめご了承ください。

次に、モニタリングに至るスケジュール等でございますが、指定管理者は、毎年3月末までに次年度の事業計画を提出いたします。そして、5月末までに指定管理者自らが、前年度のモニタリング、自己点検、自己評価、自己分析等を行いまして、事業報告書を区に提出をし、説明をいたします。

それを受けまして、各所管課におきましてヒアリング等を行った後に、経営会議で全庁的な検証評価を行い、その結果を本日ご報告させていただくものでございます。なお、経営会議におけます評価結果につきましては、各施設のシートが一番最後のところにコメントを記載してございます。

それでは、各施設を所管いたします担当課長より順にご説明を申し上げます。

初めに、私からは、高齢者福祉課所管の指定管理施設といたしまして、在宅サービスセンター8か所、地域密着型多機能ホーム5か所、認知症高齢者グループホーム2か所、そして特別養護老人ホーム7か所、計22か所をご説明申し上げます。長時間にならないよう、ポイントを絞っての説明を心がけてまいります。

それでは、資料の1ページをご覧くださいと思います。まず、在宅サービスセンターでございます。

八潮在宅サービスセンター。指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。施設の設置目的、指定管理業務の概要は資料に記載のとおりでございます。

以降、7か所の在宅サービスセンターにつきましても同様でございます。

定員、利用率につきましても記載のとおりですが、昨年度、在宅サービスセンターにおける利用率につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えなどから減少傾向にございます。

続きまして、事業収支の概要でございます。冒頭で触れさせていただきましたが、この表の収入欄のうち、その他収入等以下が今回から追加になった部分でございます。

収入につきましては、区からの管理運営委託料、利用料金、その他収入等、以上の3つに分類しております。支出につきましては、人件費、事業費、その他事務費等の3つに分類しております。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

一番上、総括欄です。積極的に評価した事項としまして、サービス提供回数の増加希望や変則的な利用の要望についてもできるだけ添えるように対応を行ったことを挙げております。一方、改善が必要な事項としましては、稼働率の低下を挙げておりまして、これに対しては、隣接する勝島地区など、他地区の利用者の獲得に注力するとしております。

続きまして、5ページをご覧ください。

大井在宅サービスセンター。指定管理者は同じく品川総合福祉センターでございます。中ほど、令和2年度の利用率が下がっておりますのは、在宅サービスセンターに共通した傾向でございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。

総括欄、積極的に評価した事項としましては、段階的に進めていた派遣職員から非常勤職員、直接雇用職員採用への切り替えが完了し、充実した職員教育を実施できる体制となったこと。一方、改善が必要な事項といたしましては、稼働率の低下を挙げております。この原因としましては、周辺に同様の施設がある中で、十分に特色を打ち出すことができていないこととしておりまして、対応方針として、提供するプログラムの質を高め、その効果を近隣の居宅介護支援事業所に積極的にアピールすることで、新規利用者を獲得するとしてございます。

続きまして、9ページでございます。

中延在宅サービスセンター。指定管理者は同じく品川総合福祉センターでございます。

こちら、10ページをご覧くださいませでしょうか。

総括欄、積極的に評価した事項でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大時にも、サービス提供が不可欠な利用者について、感染症対策を徹底した上でサービスを提供することができました。一方で、通所に不安を感じる方には無理に通所を勧めることをしないなど、利用者の個々の状況に配慮した対応を実施したことを挙げております。

また、一番下、3、サービス向上および業務改善の視点のところをご覧くださいませでしょうか。こ

ちらの1点目、権利擁護というテーマについて、オンラインでの研修を実施し、非常勤職員を含む全ての職員が参加するなど、意識の向上を図りました。

続きまして、13ページをご覧ください。

大崎在宅サービスセンター。指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。

利用率のところ、認知症デイの利用率が64.5%で、こちらは昨年度を上回っております。

おめくりいただきまして、14ページ。

総括欄、積極的に評価した事項の3点目のところ、こちらでは、施設が独自に実施する利用者満足度調査で、高い水準の満足度を得ることができていることを挙げております。

お隣の15ページ、4、組織管理体制および業務の適正執行の視点の1点目のところをご覧ください。こちらでは、看護師の配置を手厚く行うことで、医療的ニーズのある利用者の受け入れをより積極的に行うよう努めている点を挙げております。

おめくりいただきまして、17ページをご覧ください。

戸越台在宅サービスセンター。指定管理者は、社会福祉法人三徳会でございます。こちらの利用率でございますが、欄外に記載をしておりますとおり、大規模改修工事の関係で、認知症デイにつきましては工事期間中の休止、また、それに伴い利用率の減という影響が生じております。また、工事移転に伴う仮移転に要する費用等が発生をしたため、令和3年度の委託料が増加をしております。

おめくりいただきまして、18ページ。

総括欄、積極的に評価した事項といたしましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底し、1年間、利用者、職員ともに感染者を出すことなく運営を行うことができた点。一方、改善が必要な事項といたしまして、認知症デイの稼働率の向上を挙げております。工事期間中移転をしていたということもありますが、地域やケアマネジャーへの情報発信を積極的に行い、稼働率の向上につなげるとしてございます。

続きまして、おめくりいただいて、21ページ。

荏原在宅サービスセンター。こちらの指定管理者も三徳会でございます。利用率につきましては記載のとおり、一般デイ、認知症デイともに昨年度を若干下回っております。

おめくりいただきまして、22ページ。

総括欄、改善が必要な事項の1点目ですが、コロナ禍でも実施できる行事の選定ということで、ここでは、リスク回避を優先した結果、行事の実施に対して慎重になり、結果として必要以上に様々な行事やイベントを中止にしてしまったことを挙げております。こちらについては、お隣の23ページ、3、サービス向上および業務改善の視点の2点目のところで、予防対策を最優先としながらも方法を工夫しながら実施していくとしてございます。

おめくりいただきまして、25ページ。

小山在宅サービスセンター。こちらも三徳会が指定管理者でございます。こちらは認知症対応型デイの単独でございます。

おめくりいただきまして、26ページ。

総括欄の、積極的に評価した事項としまして、年度途中で施設の床の全面貼り替え工事を実施いたしました。期間中、荏原特別養護老人ホームの会議室を一時的に利用するなどの工夫をこらし、サービス提供を止めることなく実施した点を挙げております。一方、改善が必要な事項といたしましては、園芸療法の一環として実施している事業の今後の方向性の整理の必要性を挙げてございます。

おめくりいただきまして、29ページ。

月見橋在宅サービスセンター。こちらの指定管理者は社会福祉法人さくら会でございます。

利用率につきましては記載のとおりですが、一般デイ、認知デイともに前年度から減少をしております。

おめくりいただきまして、30ページ。

総括欄、積極的に評価した事項といたしまして、他の事業所で受け入れを断られてしまった方、あるいは困難とされた方についても、こちらで受け入れをし、必要なサービス提供を行ったことを挙げてございます。一方、改善が必要な事項といたしましては、認知症デイの利用率向上を挙げておりまして、これに対して、現状分析、ケアマネジャーへの情報提供など、広報面の強化を挙げているところでございます。

おめくりいただきまして、33ページをご覧ください。ここから地域密着型多機能ホームになります。

まず最初、小山地域密着型多機能ホーム。指定管理者は社会福祉法人新生寿会でございます。施設の設置目的、指定管理業務の概要は資料に記載のとおりでございます。

管理運営実績でございます。小規模多機能ホームにつきましては登録制となっております、それぞれの目的、用途に合わせまして、通い、訪問、泊まりを組み合わせるサービスでございます。なお、こちらはグループホームを併設してございます。利用率についてですが、通い、泊まりともに、新型コロナウイルスの影響等によりまして減となっております。補足をさせていただきますと、小規模多機能につきましては、現在、全国的に訪問重視にシフトをしているという傾向がございます。特に軽度な方につきましては、在宅生活の支援という観点から訪問の利用が多くなっておりますので、登録定員は満たしていても、特に泊まりが数字として下がるということがございます。

おめくりいただきまして、34ページ。

総括欄、積極的に評価した事項といたしまして、グループホームの利用者家族への情報共有の一環として、手紙や写真を送付し好評を得たことを挙げております。一方、改善が必要な事項といたしましては、コロナ禍における施設の対応の周知徹底、それから、家族からの理解の求め方を挙げてございますが、この点につきましては、下の区民満足の視点のところ、面会制限などの対応方法について、一部のご家族から指摘を受けることもあったものの、丁寧に説明をした結果、理解を得たことを挙げてございます。

続きまして、おめくりいただいて、37ページ。

東大井地域密着型多機能ホーム。指定管理者は株式会社大起エンゼルヘルプでございます。こちらはグループホームとケアホームを併設しております。

利用率でございます。小規模多機能型居宅介護の通い、泊まりに関しましては減となっておりますが、グループホーム、ケアホームは対前年増となっております。

おめくりいただきまして、38ページ。

積極的に評価した事項ですが、昨年10月に導入をした見守りシステムによりまして、職員の負担軽減、そして入居者の処遇に大きな効果があったこと、また、昨年度に受け入れた外国人技能実習生の成長を挙げております。一方、改善が必要な事項といたしましては、介護記録の電子化、中核職員の育成という点を挙げており、それぞれ対応していく旨の記載がございます。

続きまして、おめくりいただいて、41ページでございます。

大井林町地域密着型多機能ホーム。指定管理者は社会福祉法人さくら会でございます。

利用率につきましては他と同様の傾向でございます。

おめくりいただきまして、42ページをご覧ください。

総括欄、積極的に評価した事項は、医療関係者との情報共有の推進等を挙げております。また、下のほうの、予算執行（財務）の視点のところですが、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、登録人数の確保に努め、安定した執行状況を継続できているとしてございます。

おめくりいただきまして、45ページ。

杜松地域密着型多機能ホームでございます。指定管理者は社会福祉法人若竹大寿会でございます。こちらの指定管理業務は、看護小規模多機能とグループホームでございます。

おめくりをいただきまして、46ページ。

総括欄、積極的に評価した事項といたしましては、感染症予防の重要性を認識し、職員が予防対策に関する知識・能力を習得することによって、集団感染に発展しないよう、リスクの最小化に努め、実際に施設内で感染症が発生した際にも迅速な対応により集団感染を阻止することができたことを挙げております。また、こちらの施設におきましては、お隣の47ページ、4、組織管理体制および業務の適正執行の視点の2点目のところ、情報セキュリティ対策にも重点的に取り組んでいるということが確認できます。

おめくりいただきまして、49ページをご覧ください。

東五反田地域密着型多機能ホーム。指定管理者は社会福祉法人新生寿会でございます。こちらの指定管理業務は、小規模多機能とグループホームでございます。

利用率ですが、グループホームは98.5%ということで高い水準を保っております。

おめくりをいただきまして、50ページ。

総括欄、積極的に評価した事項といたしまして、小規模多機能型居宅介護では、コロナ禍にあっても前年度を超える回数の訪問を行い、在宅での生活を支援する取り組みを積極的に実施したこと。グループホームでは、空室が生じた際に区と連携し、速やかに待機者を入所させることができたこと。さらに、看取りの際には、感染症対策としての面会制限について、家族との最期の時間を共有できるよう、柔軟に対応したことを挙げてございます。

続きましてお隣り、51ページ。

4、組織管理体制および業務の適正執行の視点のところの2点目をご覧ください。当施設の特徴的な取り組みといたしまして、警察との連携が挙げられます。事例が積み重なる中で関係性が高まっているとしております。

おめくりいただきまして、53ページご覧ください。ここから2つが認知症高齢者グループホームになります。

まず初めに、八潮南認知症高齢者グループホーム。指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。

管理運営実績のところですが、利用率はほぼ例年並みとなっております。

なお、事業収支の収入というところ、管理運営委託料が0円になっておりますが、これは、区からの委託料が0円ということではなく、法人の会計処理上、併設する特養ホームの会計のほうに一括して計上されていることによるものでございます。

おめくりいただきまして、54ページをご覧ください。

総括欄、積極的に評価した事項といたしまして、新型コロナウイルスの影響により外出等が制限される中でも、定期的に体操を実施し筋力低下の防止に努めたことなど、できる範囲での工夫を行ったこと。また、超過勤務削減に向けた取り組みを行い、一定の効果が見られたことを挙げてございます。

おめくりいただきまして、57ページをご覧ください。

大井認知症高齢者グループホーム。指定管理者は株式会社ケアサークル恵愛でございます。

管理運営実績でございます。利用率につきましては、前年より下がってはおりますが、高い水準を維持してございます。

おめくりをいただきまして、58ページ。

総括欄の積極的に評価した事項といたしましては、新型コロナウイルスの影響により、例年とは異なる対応を求められる中、入居者、ご家族のことを最優先に考えたこと、また、スタッフから様々な提案がなされ、外部からの来所者について、手指消毒にとどまらず、靴の裏、それから衣服の消毒を求めるなど、自ら考える意識が高まったことを挙げてございます。

一方、予算執行（財務）の視点のところでございますが、空き室が発生しても見学の案内や面接を積極的に行うことができないなど、コロナ下ならではの稼働率を維持することの困難さを挙げております。

続きまして、おめくりいただいて、61ページをご覧ください。ここから7施設が特別養護老人ホームでございます。

まず、戸越台特別養護老人ホーム。指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。

管理運営実績でございます。こちらにつきましては、欄外に記載をさせていただきましたが、大規模改修工事に伴い、一時的に定員を減らす、ショートステイを休止するという対応を取らせていただいております。

おめくりいただきまして、62ページ。

総括欄の、積極的に評価した事項でございますが、コロナ禍においてもサービスを確実に提供するため、職員に体調不良者が発生した場合でも周囲がフォローできる体制を整えたことにより、支障をきたすことなくサービス提供ができた点を挙げております。また、改善が必要な事項の一つに、業務の省力化を挙げております。対応としては、見守りセンサーなどICTの活用推進、研修や会議についてもオンライン化を検討することによって、業務内容の効率化に努めるとしてしております。さらに職員の長時間労働を是正するために、記録作成の方法も再検討を行うとしております。

おめくりいただきまして、65ページをご覧ください。

荏原特別擁護老人ホーム。こちらも指定管理者は三徳会でございます。入所、ショートステイともに利用率は減となっておりますが、ともに高い水準を維持してございます。

おめくりをいただきまして、66ページ。

総括欄の、積極的に評価した事項といたしましては、新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した反省を踏まえまして、マニュアルの再整備、最新情報の収集、また職員ミーティングや研修、さらに利用者との懇談会の手法を見直すなどの取り組みを行ったことを挙げてございます。

続きまして、おめくりいただいて、69ページ。

中延特別養護老人ホーム。指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。

管理運営実績でございますが、入所、ショートステイともに高い水準を維持してございます。

おめくりいただきまして、70ページ。

総括欄の、積極的に評価した事項ですが、看取りケアの実践、ショートステイの緊急利用を積極的に



受け入れることができた点を挙げてございます。

また、区民満足の視点のところでございますが、こちらでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年力を入れてきた外出の実施が難しくなり、代替措置として、感染症対策を徹底した上でイベント等を施設内で実施するなど、工夫を凝らし、好評を得た点を挙げております。

おめくりいただきまして、73ページ。

八潮南特別養護老人ホームでございます。指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。

利用率のところ、こちらでは新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、ショートステイの利用率が下がっております。

おめくりいただきまして、74ページ。

総括欄の、積極的に評価した事項ですが、新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底し、感染者が発生した場合においても、その影響を最小限にとどめたことを挙げております。一方、改善が必要な事項の一つに収支の改善を挙げており、派遣職員に頼らない体制を確保し、収支の安定化を図っております。

おめくりいただきまして、77ページ。

杜松特別養護老人ホーム。指定管理者は社会福祉法人若竹大寿会でございます。入所、ショートステイともに高い利用率を維持してございます。

おめくりいただきまして、78ページ。

総括欄、積極的に評価した事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した結果、感染症を出すことなく事業実施を継続することができたこと。また、福祉機器を導入して、業務改善を図った結果、これが職員の負担軽減につながり、ひいては退職者の防止、休職者の減少といった効果まで出ております。昨年度に引き続き、2.5対1での人員体制でサービス提供を行うことができたとしてございます。

続きまして、おめくりいただいて、81ページ。

平塚橋特別養護老人ホーム。指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。

おめくりいただいて、82ページ。

総括欄の、積極的に評価した事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により家族懇談会が書面実施となる中で、請求書に利用者の写真を添付し、ご家族から好評を得たこと。また、赤外線センサーカメラを各ユニットに導入して、利用者の状況や行動を把握し、事故防止、さらに職員の業務省力化、効率化にも効果が出ている点を挙げてございます。

おめくりいただきまして、85ページでございます。

上大崎特別養護老人ホーム、指定管理者は社会福祉法人愛生福祉会でございます。入所、ショートステイともに、利用率は高い水準を維持しております。

おめくりをいただいて、86ページ。

総括欄の、積極的に評価した事項ですが、新たにショートステイ用の送迎車両を導入して、利用者の要望に沿うサービスを提供できたこと。また、職員間の情報共有を進める新たな取り組みを開始し、よりきめ細やかな対応を行うことができた点を挙げてございます。

また、お隣の87ページ。

4、組織管理体制および業務の適正執行の視点の2点目のところ、事故苦情対応についてですが、報

告件数は、対前年で19%増加をしておりますが、年度途中で報告様式を簡素化したことが影響していると、施設では分析をしております。様式を簡略化することで報告しやすくなる、事故を隠すことなく、リスクが小さいと判断される事例についても必ず報告することを施設全体で共有し、対応策を検討することができたとしてございます。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

続きまして、私から高齢者地域支援課の所管施設につきましてご説明いたします。全部で7施設ございます。

89ページをご覧ください。

まず初めに、品川区立八潮わかかさ荘です。指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターです。設置目的および指定管理業務の概要は記載のとおりです。

総括欄の、積極的に評価した事項としましては、施設内にある在宅サービスセンターで実施の介護予防事業へ参加を促すなど、連携して入居者対応をした点でございます。

裏面の90ページをご覧ください。

1の区民満足の視点では、日常の見守り、訪問等を通して、入居者の意見、要望を丁寧に聴取した点がございます。

続きまして、91ページ。

大井倉田わかかさ荘です。指定管理者は同じく社会福祉法人品川総合福祉センターです。こちら、戸数は8戸で、新規入居者は1人でした。

総括欄の、積極的に評価した事項としましては、日常の訪問や見守り時に入居者一人ひとりの状態の把握に努め、必要に応じて、隣接する在宅介護支援センター等につなぎ、適切な支援を行うことで、一人暮らしの援助を行ったことなどでございます。

92ページをご覧ください。

3、サービス向上および業務改善の視点としましては、新型コロナウイルス感染症対策について、入居者からの質疑に丁寧に対応した点でございます。

続きまして、93ページ。

品川区立東品川わかかさ荘でございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会です。戸数は50戸、新規入居者は4人でした。

総括欄の、積極的に評価した事項としましては、入居直後、退院直後の入居者に対し、在宅介護支援センター、在宅サービスセンター、管理人が連携し、迅速に対応していること。また、新型コロナウイルス感染症による自粛生活の中で、感染症対策の徹底を図りながら、社会参加の場へ参加の呼びかけをした点でございます。

裏面の94ページをご覧ください。

経営会議における評価結果は、引き続き入居者の生活に支障が出ないように、改修については計画的に検討を行うこと、また、入居者の高齢化に伴い相談内容が複雑化する中、隣接施設と連携し、適切な対応をすることとしております。

続きまして、95ページ。

品川区立大井林町高齢者住宅でございます。指定管理者は社会福祉法人さくら会です。設置目的および指定管理業務につきましては、ご覧のとおりです。戸数は90戸、新規入居者は4戸でした。

総括欄の、積極的に評価した事項につきましては、町会や保育園等と連携し、入居者と地域を結びつ

ける事業などに取り組んだ点、施設の修繕が必要な際に迅速に対応している点でございます。

裏面の96ページをご覧ください。

3のサービス向上および業務改善の視点としましては、新型コロナウイルス感染症の中で、各住戸への訪問が制限される中、安否確認や熱中症予防を普及、推進した点などがございます。

続いて、97ページをお開きください。ここからは高齢者多世代交流支援施設ゆうゆうプラザでございます。3施設でございます。

初めに、平塚橋ゆうゆうプラザです。指定管理者は社会福祉法人三徳会です。設置目的および指定管理業務については記載のとおりです。

昨年度の年間利用者は7,986人で、対前年度比83.7%の減です。利用者数の減は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年3月から6月まで全館を臨時休館したこと、再開後も目的外利用の休止や活動内容を制限したことが影響しております。特に平塚橋においては、併設の特養ホームの状況を鑑み、昨年度1年間の目的外利用を制限したため、有料利用件数0件、使用料0円となっております。こちら、現在は再開しております。

裏面、98ページをご覧ください。

総括欄の、積極的に評価した事項につきましては、休館後の再開時に利用者を対象としたアンケートを実施し、必要に応じて面談を行った点や、地域住民や小学生に呼びかけて医療従事者等向け応援メッセージを通行人からも見える位置に掲示するなどの方法で発信をした点でございます。一方、改善が必要とされた原因の分析および対応方針としましては、カラオケや囲碁・将棋などの再開時期が見通せない活動に関して、別の活動への移行も含めて、利用者とともに今後の活動について検討していくとしております。

続いて99ページをご覧ください。

3のサービス向上および業務改善の視点としましては、地域住民が主体となって体操、脳トレを行う「つながりサロン」をできる範囲で設定し、コロナ禍で心身機能に変化がみられる住民に対しては、施設から声掛けをした点でございます。

続いて、101ページ。

品川区立平塚橋ゆうゆうプラザでございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会です。

昨年度の年間利用者数は、先ほどの平塚橋ゆうゆうプラザと同様に、令和2年3月から6月まで全館を臨時休館したことなどの理由により、3,016人で、対前年度比60.3%の減でございます。

裏面、102ページをご覧ください。

積極的に評価した事項につきましては、空き部屋をフリースペースとして活用し、施設の利用率向上のための工夫を行った点でございます。一方、改善が必要とされた原因の分析および対応方針としましては、夜間や日曜日の利用率が低いため、高齢者だけでなく、若い世代も参加しやすいよう日曜や夜間時間帯に開催できる事業を検討することとしております。

続いて、103ページです。

1の区民満足の視点としましては、日頃から定期利用者とのコミュニケーションを図り、有志を募ってスマートフォン教室を開くなど、事業実施へとつなげた点でございます。

105ページをお開きください。

東品川ゆうゆうプラザでございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会です。令和2年9月に開設いたしました。利用者数は1万521人、部屋の稼働率は10.7%です。こちらの施設はお風呂が人気

のため、入浴者数が利用者数に反映されております。

裏面、106ページをご覧ください。

総括欄の、積極的に評価した事項につきましては、コロナ下での開設となりましたが、職員の各種研修やマニュアル整備など、着実な準備を行った上で、施設の円滑な開設につなげた点でございます。一方、改善が必要とされた原因の分析および対応方針としましては、施設の利用率が10%程度にとどまっており、認知度が低いことや利用制限等が原因と考えられるとし、今後は感染状況を鑑み柔軟に事業を進めていくとしております。

続いて107ページをご覧ください。

3のサービス向上および業務改善の視点としましては、ボランティア主体で運営される地域ミニデイやほっとサロンについて関係機関と協議し、円滑に進むよう支援を行った点などがございます。

### ○松山障害者福祉課長

私からは、障害者福祉課の所管する7施設についてご説明いたします。

109ページをご覧ください。

まず、品川区立心身障害者福祉会館でございます。指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターです。

業務の概要です。地域活動支援センター、自立訓練センター、相談支援センターの3つの運営についてでございます。

総括の、積極的に評価した事項は、生活介護において重度の障害がある利用者の居室の床暖房工事中、職員が連携して支援にあたり、安心安全なサービスを提供したことです。改善が必要な事項は、生活介護と自立訓練の利用促進でございます。それから、生活介護、自立訓練、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大により、利用者が通所を控えるなど、稼働率が前年度より低下しました。

対応方針についてでございます。重度障害者や高次脳機能障害者の方の受入れについて積極的にPRし、利用を促進していくこととございます。

評価の視点の区民満足の視点でございます。機能訓練では、理学療法士が自宅でもできるトレーニングプログラムを作成、提供したことです。また、地域活動支援センターでは、手話通訳者等の現任研修に新たにオンラインを取り入れ、実施したことでございます。

113ページをご覧ください。

品川区立西大井福祉園です。指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。知的障害者を対象とした生活介護、就労継続支援B型を行っております。

裏面をご覧ください。

積極的に評価した事項についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限される中、グループの人数を少なくし、また、合同イベントを単独で実施するなど、工夫して活動内容の充実を図ったことでございます。一方、改善が必要な事項は、感染症拡大により、利用者が通所を控えることなどにより、利用率が一時的に低下したことでございます。対応方針として、感染対策を講じたうえで、通所を控えた利用者への在宅支援を行うことでございます。

区民満足の視点としまして、令和2年度から生活介護と就労継続支援B型、それぞれの定員を変更し、利用者の現状に合った支援体制を整備した点を挙げております。

115ページをご覧ください。

品川区立かがやき園でございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会です。日中活動の場としての生

活介護と短期入所、施設入所支援を行っております。

裏面をご覧ください。

積極的に評価した事項です。施設のお知らせの発行数を増やしまして、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や縮小も含め、入所者の活動の様子などを頻繁に家族へ発信して情報を共有したことでございます。また、短期入所において、緊急受入枠を確保し、ニーズに応えたことです。

改善が必要な事項です。利用者の高齢化・重度化に伴い、支援内容の充実、安全面の強化が求められており、対応方針といたしまして、体力低下を予防するための取り組みを行っていくということでございます。

区民満足の視点です。家族連絡会を設け、事業計画・報告、施設やご家庭での様子等について意見交換を行いまして、家族との信頼関係の構築に努めた点を挙げてございます。

119ページでございます。ここから3つはグループホームになります。

まず、品川区立北品川つばさの家でございます。指定管理者は社会福祉法人げんきです。

裏面をご覧ください。

積極的に評価した事項についてです。利用者の高齢化、重度化に対応するため、介護の知識やスキルを職員全体で共有し、支援のレベルアップを図っていることです。一方、改善が必要な事項は、利用者の高齢化、重度化が進む中、個々の利用者の希望を尊重しつつ、将来の生活を考慮した支援をするため、関係機関とのさらなる連携を図る必要があるということでございます。

対応方針といたしまして、関係機関と情報を共有し、利用者の精神的な負担を考慮しつつ、様々な生活スタイルの提案を行うということでございます。

区民満足の視点です。コロナ禍において余暇活動が制限される中、施設でできる活動内容を工夫し、利用者のストレスの軽減を図ったことを挙げております。

123ページをご覧ください。

品川区立西大井つばさの家でございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。

裏面をご覧ください。

積極的に評価した事項についてです。入居者の高齢化による心身の状況変化に対応するため、介護保険の利用など、関係機関と連携し、サービス調整を図ったことでございます。一方、改善が必要な事項についてです。入居者の高齢化に対応するため、高齢者福祉、成年後見制度の更なる活用が必要であるということでございます。

対応方針といたしまして、近隣の事業者、障害福祉、高齢福祉、権利擁護関係者が協力して課題解決に努めていくこととしております。

区民満足の視点およびサービス向上の視点です。新型コロナウイルス感染症について、入居者とともに、外出時のルールや少人数での活動のルールを決めるなど、入居者の精神的な負担を軽減できるよう努めております。

125ページをご覧ください。

品川区立上大崎つばさの家です。指定管理者は社会福祉法人げんきでございます。

裏面、126ページをご覧ください。

積極的に評価した事項についてです。利用者の自立に向けた支援として、表やスタンプカードなどを作成し、ご本人が見て一人でできたことをご自身で確認するといった支援方法を工夫したことでございます。一方、改善が必要な事項は、利用者の個別の状況に応じた更なる生活の質の向上に向け、利用者

自身が意思決定し、出来ることを増やし、自立した生活へ繋げていく必要があります。利用者が一人で出来ることも利用者自身が家族の判断を仰ぐことが多いため、対応方針として、家族の理解を得たうえで、利用者の意思決定を尊重し、自立に向けて支援を行っていくということです。

区民満足の視点です。コロナ禍での余暇活動の工夫と利用者との対話を大切にし、利用者個々の希望を把握し、課題解決について丁寧に支援していくことを挙げております。

続きまして129ページをご覧ください。

品川区立発達障害者支援施設でございます。指定管理者は社会福祉法人げんきでございます。就労継続支援B型と発達障害者の方の相談を行っております。

130ページをご覧ください。

積極的に評価した事項でございます。コロナ禍においても、利用者の希望に合わせ、在宅支援を導入するなど柔軟な支援を行ったこと。また、就労継続支援B型では、自立支援協議会の就労支援部会を活用し、事業の見直しを行い、サービスの質の向上に努めたことです。

改善が必要な事項は就労継続支援B型で、稼働率の向上と工賃向上に向けた更なる取り組みが必要であるということ。また、利用者への支援は、発達障害の特性による心身の状態に対応するため、関係機関との連携を図り、丁寧な支援を行う必要があるということでございます。

コロナ禍による影響により、体調が不安定で、稼働が安定しないため、対応方針として、個別状況に合わせた在宅支援など、多様な働き方を提供していくこと。また、関係機関と連携して、利用者の安定した通所を支援していくということでございます。

区民満足の視点です。就労継続支援B型ではパーテーションを活用して、感染対策と個別性に配慮した作業環境を整備した点を挙げてございます。

### ○築山障害者施策推進担当課長

私からは障害児者総合支援施設について説明します。133ページをご覧ください。

本施設は、障害者の地域生活の支援拠点として、福祉増進を図るために設置したものです。現在3つの指定管理者がそれぞれ担当する施設の管理運営を行っております。

まずは、指定管理者、社会福祉法人ゆうゆうが実施する事業についてです。指定管理業務の概要は児童発達支援センター品川児童学園に関する業務が中心で、記載のとおりとなります。

134ページをご覧ください。

積極的に評価した事項は、感染症対策を図りながら、工夫をしながらサービスの提供を継続したこと。支援にあたって、専門性の向上を図りながら、保護者に対しても情報提供や意見交換を積極的に行った点です。改善が必要な事項としては、医療的ケア児については、既に一部受入れを開始していますが、今後も医療的ケア児等に対応できる体制を整えていくこと。家庭の状況など、支援が困難なケースも増えており、引き続き関係機関と連携した専門的な対応が求められています。また、指定管理者変更にあたり、利用者が不安、混乱のないよう、事業移行ということが求められています。

対応方針としては、医療的ケア児の受入れにあたっては、看護師の配置や職員研修、プログラム検討を行い、児童の受入れ体制の確保を図っていくこと。困難ケースへの対応については、積極的に関係者とのケース会議の開催を働きかけていくことです。引継ぎについては、区および次期指定管理者とともに、計画的に丁寧に引継ぎを行っていくことです。

137ページをご覧ください。

指定管理者、社会福祉法人グローが実施する事業についてです。指定管理業務の概要でございますが、

障害児者に係る一般相談、生活相談に関することです。

積極的に評価した事項ですが、相談者の様々な課題に対して、必要に応じて相談支援員が直接介入し、生活の維持を図っている点。新規開設された民間の指定特定相談支援事業者と連携を図り、ケースの移管について丁寧に進めている点を挙げています。改善が必要な事項としては、指定管理者変更にあたり、利用者が不安、混乱がないよう、事業移行をすることを挙げています。

138ページに移ります。

対応方針としては、区と次期指定管理者とともに丁寧に引継ぎを行っていくこと、令和4年度からは具体的に個別の引継ぎを実施していくことです。

139ページをご覧ください。

指定管理者、社会福祉法人愛成会が実施する事業です。指定管理業務の概要は、生活介護・就労継続支援B型・短期入所・地域活動支援センターです。

管理運営実績でございますが、令和2年度は、生活介護、就労継続支援B型の定員をそれぞれ10名から20名に拡大しました。稼働率は、就労継続支援B型が前年度より低く表示されていますが、これは、定員数増加に伴うものです。利用者数は増加しております。

140ページをご覧ください。

積極的に評価した事項は、定期的な個別面談により利用者ニーズを把握し、本人の特性にあった支援の提供を行うほか、利用者の変化に応じて、保護者と連絡を取り合い、早い段階で問題解決が図れるよう努めている点です。改善が必要な事項は、各サービスにおいて利用率の向上が求められていることです。

対応方針としては、生活介護では、利用者受入れのため職員の確保やスキルアップを図り、医療的ケアの受入れ体制を整えることや、短期入所では、支援が必要な児童の受入れ体制を整えることを挙げております。就労継続支援B型では、就労移行支援事業者への広報活動、地域活動支援センターでは開所日の増加を挙げております。引継ぎについては、他事業者と同様でございます。

## ○高山健康課長

それでは、私からは、健康課所管施設についてご説明申し上げます。143ページをご覧ください。

施設の名称は品川区立健康センター。内容といたしましては、品川健康センターおよび荏原健康センターの2施設の管理でございます。指定管理者は住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体でございます。

この指定管理業務の概要でございますが、本施設は、区民の健康の保持および増進を図ることを目的としておりまして、主な内容としましては、健康づくり事業の運営および施設の利用に関すること。そして施設の維持、修繕に関することなどでございます。

その下、平成30年度からの過去3か年度の管理運営実績に関する統計情報の概要につきましては、フリー利用、そしてコース型教室ともに高い水準で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、令和2年度の利用者数は急激な落ち込みを見せております。

その下、事業収支の概要でございます。管理運営実績に関する事業収支につきましては、利用料金収入の落ち込みの一定部分を指定管理料の増額によりまして対応しております。

おめくりいただきまして、裏面の144ページをご覧ください。

総括でございます。利用者および職員の安全面に配慮した消毒、検温、利用者定員の管理などの感染拡大防止対策を講じたため、集団感染等の発生なく運営することができております。一方で、政府の緊

急事態宣言の内容が判明するのが直前となったということが、限られた利用者への広報、連絡手段の中で、速やかに周知を図ることなどについて、改善を要する事項として挙げさせていただいております。

その下、「評価の視点」別のコメントの1、区民満足の視点におきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、個別トレーニングの需要が増加しております。指導員の増員などを図るなどして、好評を得ているというところでございます。

そして一番下の4、組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、全職員を対象とした接遇研修に加えまして、専門的なスキルの習得を目的とする個別業務研修などにより、職員全体、施設全体のスキルアップを図っているところでございます。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ご説明ありがとうございました。

一番初めにご説明があったように、今回、指定管理者のモニタリングのほうも見直しがされて、収支の、今までは、収入のところだけだったのですが、支出のところも人件費、事業費、事務費等ということで記載されて説明がされるということになりまして、ここのところはずっと、収支の「支」もしっかりと報告をしていただきたいということで求めてきたのがこういうふうな形で報告されることになって、本当によかったなと思っています。これで人件費がどれぐらいなのか、そして結果、その差引きの収支がどうなっているのかというふうなことも、私たち議会としても分かるようになったので、よかったなというふうに思っております。

そこでちょっと伺いたいのが、事務費というところには、事務職の方の人件費まで入っているのか、事務職の方の人件費というのは人件費の中に含まれるのか、ちょっとその点について伺いたいと思います。

それから、この収支がはっきりと分かるようになって、その赤字だったり黒字だったりということがあるわけですが、特に今回コロナの影響がかなり大きいと思うのです。特に福祉施設のところはコロナによって利用率も下がって、困難な状況というのが各事業所にあると思うのですが、そういうコロナによる影響に対して、赤字になったというようなことに対しての区としての対応というのは、こういう指定管理者の場合、どういうふうと考えられているのかについても伺いたいと思います。

それからあと、コロナによる影響で、それだけではないのですが、医療機関のところではかなり、コロナの患者を受け入れた病院が、赤字になって勤務する看護師さんたちもボーナスが減らされたりということが社会的に大きな問題になりましたけども、そういう福祉施設の中での影響の中で、職員に対してもコロナの感染対策だったりとか、例年とは異なる対応というのがいろいろなところから出てきますけれど、そういうところで負担もかなり増えているという部分もあると思うのです。コロナに対してさらにその仕事量も増える中で、そしてさらに赤字になるのかということの職員の待遇に対しての影響というのがどんな状況になっているのか。赤字になったために、そのボーナスが減らされるとかということは、品川区の指定管理者の中ではなかったのか。それから離職率なども影響は受けていないのか、その点についても伺いたいと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

全体に関わるところがございますが、所管している施設が一番多いということで、まずは私のほうか



らお答えをさせていただければと思います。

何点かいただきました。まず、人件費の中に事務職員の分が入っているかというところでございますが、基本的には人件費は全て人件費の欄、職種に関係なく人件費の欄に計上されているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、コロナの影響を受けて利用率が下がっている、それに対する区の対応等々というところでございますけれども、確かに高齢者施設に関して言えば、特にこちらの資料をご覧いただいても分かるように、特に通所系のサービスを中心にご利用者の利用控えというところがございます。特に通所系施設につきましては、積極的にご利用いただく方については、施設はいつもどおりのサービスをなるべく提供をする。ただし、説明の中でもちょっと触れましたけれども、どうしても利用者本人のほうから、感染対策は万全にやっただいているということは分かるけれども、やはり心情的に今は利用したくないという方が相当数いらしたという報告も受けております。

こういったことを受けて、国のほうでもいろいろ、介護報酬を算定する上で特別なルールをつくったり、時限的なルールをつくったりという対応をしたりもしております。また、区のほうでも、今年の補正予算におきまして、2区分の上位の加算ができるというところに利用者の負担が増えてしまうというところに対して補助をさせていただくというようなことも、対応させていただきました。

また、職員の処遇がどうかというところでございますけれども、こちらにつきましても、昨年度補正予算で介護・障害福祉サービス業務継続支援金という形で、少しでも職員の方々にモチベーションアップ、それから区が応援している、区が支えているという姿勢をお示するというところで、補正予算を組ませていただいたという経緯もございます。

ボーナスが減らされているかというところでございますけれども、細かく一つひとつというところはありませんが、概してコロナが原因ですぐにボーナスが直接的に減額をされてしまうということは、大きいところでは報告は受けていないというところでございます。

それから、離職率に関してですが、まだちょっと令和2年度の詳しいデータが上がり切っていないというところはあるのですけれども、コロナが影響で区内の事業所に関して大きく落ち込んでいるという認識は持っておりません、というところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

品川区独自にデイサービスの2段階上の報酬を、事業所が請求できますというふうな仕組みになったときに、その自己負担分を品川区が負担するというところで補正予算を組まれるという対応をされたのは、どこでもやっているわけではなくて、品川区独自にこういうふうな対応を早くにやっただいたというのは、すごく評価をできるところだと私は思っております。

それからあとは、ボーナスも下がっていないし、離職率もそれほど下がっていないということで、本当に現場の皆さんのご努力で成り立っているのだなというふうに改めて思っているところです。

それからちょっと具体的ところで伺いたいのと、幾つかちょっと申し上げたいところなのですが、例えば、1ページのこの事業収支の収入のところの、「利用料金」というのが結構たくさん額になるのですけれど、ここのところには下の米印のところで、「介護報酬のほか、食費等の利用者負担金を含んでいる」と書かれてあったので、ああそういうことだなと分かったのですが、これだと、利用料金というとな本人の負担と、利用者の利用料金というふうには、私は思ってしまったのです。そういうふうなときに、利用料金と介護報酬というふうな扱いにさせていただくと分かりやすいのではないかなというふうに思ったのですが、そういう記載はいかがでしょうかということが1点です。

それと、コロナの問題で、78ページの若竹大寿会のところでは、ショートステイの入所者にPCR検査をやって、本人に加えて他の利用者が安心して利用できる環境づくりを徹底したというふうに書かれているのですが、この問題はちょっとここの中でも議論になって、やはり外から持ち込まないということがすごく大事なことなので、特養ホームの入所者だったりショートステイだったりグループホームだったりとか、小規模多機能の泊まりなどもそうなるのかと思うのです。そういう方に対してはPCR検査を行うというのが原則にすべきだと思うのですが、そここのところは原則としてそういうふうになっていたのかどうか、その点も伺いたいと思います。

それから、コロナでもうずっと面会ができない状況になっていると思うのですが、それに対しても、オンラインであったりとかという様々工夫がされていたりすると思うのですが、そういう対応というのは具体的にどうされていたのかもちょっと伺いたいと思います。

### ○宮尾高齢者福祉課長

まずは、高齢者福祉施設に限ってというところにはなってしまうかもしれませんが、まず1ページ、利用料金という表記の中に介護報酬を入れてはどうかというところがございますけれども、利用料金制度というのは指定管理者制度の中で、高齢者福祉課所管施設には全て利用料金制を取っております。というのは、施設の創意工夫によって収入をいかようにでも伸ばせる、そういう余地を取っておきたい、こういう狙いがあることです。ということで、広く利用料金の中には、利用者を多く呼び込めば、それがそれだけ施設の収入に加わるということで、広い意味で、利用料金の中に加えさせていただいています。

ただし、このままですと、副委員長ご指摘のとおり、ちょっと分かりにくいというところもあるかと思っておりますので、欄外に注記をして、利用料金にはこういうものが含まれている、こういう考え方を取らせていただいているというところがございますので、今すぐにこの記載を変えるということは全庁的な兼ね合い等々もありますので、今のところは考えてございません。

それから、施設におけるPCR検査についてでございますが、確かに副委員長ご指摘のとおり若竹大寿会については一定程度の効果があったというふうに記載をしております。実際に、各施設でも取り組んでいるところはございます。ただし、こちらにも実際に、特に認知症をお持ちの方などは、検査をやるのに物すごく抵抗をお示しになられて、やはりそれに対するスタッフ、マンパワーがとてもでないけれども、通常の運営をしながらというのは難しいというような声も多々いただいております。また、ご家族からも、入所される方、利用される方には鼻を拭くのは危ないからやめていただきたい、こういったお声なども寄せられているのも事実です。

ですので、条件が整って感染状況を見て、そういった条件等々がそろったところで、できるところは積極的にやっていただきたい、こういうふうに、考え方としては取っておりますので、原則全てやってくださいというのは、そういう考え方は取っていないというところがございます。

それから、コロナ下における面会でございますけれども、こちらにも副委員長お話しがあったとおり、やはり施設側としては、なかなか面会は実現はしたいが、そこから感染が広がってしまうというリスクを考えると、なかなかコロナ前のようにはできないというのは確かにございます。そこで、施設側もいろいろ工夫をしておりますして、副委員長お話しがあったとおり、オンラインでの面会、それから面接、面会ができる場所を特別に用意をして、そこで事前予約をして短時間で、それからこういったアクリル板越しにやっていただく。こういったこともやっています。

さらに、施設に直接来られなくても、例えば、報告の中でちょっと触れましたが、手紙の中に写真を

入れるですとか、そういったいろいろなやり方を組み合わせて、少しでもコロナ前の面会に近いことができないかというのを、いろいろ施設のほうでも工夫をしている、こういう状況でございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

利用料金のご説明は分かりました。

ではちょっと引き続いて伺いたいのですが、41ページのさくら会の大井林町地域密着型多機能ホームの小規模多機能、ここで、通いが56.0%で泊まりが25.2%ということで、多分これは小規模多機能なので、先ほどのご説明でも訪問介護のほうが主になっているということだったので、私もそうだろうなというふうな思いをしていたのですが、それだけの利用率でも赤字ではなくて、かなりの黒字になっているのです。

そして、45ページは若竹大寿会のほうの、これはグループホームも含めてなのですが、こちらのほうが通い、泊まりだけしかないの、訪問介護のほうはどういう状況になっているのか分からないのですが、ここは2,000万円の赤字になっているのです。このところでの黒字、赤字というのは、どうしてこういうふうなことになるのか。では、人件費などがどうなっているのかなと思っても、人件費でちょっといろいろと見てみたのですが、そんなに大きく変わってなくて、六十数%というところが多い感じがするのです。

そういう、同じ指定管理者で同じような事業をやっていて、この赤字と黒字というものの違いというのはどういうことなのか、区としてはどう考えられているのか、その点についても伺いたいと思います。

それから53ページなのですが、これはグループホームの管理運営委託料が0円となっていて、先ほどこれは特養ホームのほうに入っているの、ここには入っていないのですというふうな、説明だったと思うのですが、これ全部ひっくるめての収支という形になるということなのではないでしょうか。グループホームはグループホームでその収支を計算して、特養ホームは特養ホームでその指定管理の委託料というのも積算すると思うのです。それなのに、ここが0円で、特養ホームのほうに全面的に入ってしまう。ここはちょっと改善は必要なのではないかなと思うのですが、その点も伺いたいと思います。

それから57ページなのですが、これはケアサークル恵愛のグループホームなのです。利用率が89.0%ということで、それでも9割近いのでそんなに低いとは言えないのですが、グループホームも希望者が多くて、私は常に待機者がいるような状況なのではないかなというふうに思っていたのですが、グループホームの待機者の状況というのはどうなっているのか。ここは待機者がいなくてこういう状況になったのか、その点についても伺いたいと思います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

幾つかご質問をいただきました。

まず、41ページの大井林町地域密着型多機能ホームと、45ページの杜松地域密着型多機能ホームで、同じ施設類型にもかかわらず、利用率と収支、収支差額とのかみ合いというところがございますけれども、まず、実はこちらの2つの施設につきましては、一見、累計上は同じ地域密着型多機能ホームということになりますが、実際に提供しているサービスは、ご覧のとおり、41ページの大井林町のほうは小規模のみという点と、対して杜松についてはグループホームが加わっている。小規模に関しても看護の機能がついているということで、厳密にこれを横一線上で見るとするのはちょっと厳しいところがあるというふうに認識をしております。

ただ、一つ、利用率と収支のところでは、その入所される方の状況がどうかということによって介護報酬も変わってきますので、そこは一概に、利用率が高いイコール報酬が高い、もち

ろん大きくはそうでもあるのですが、一方で、別の要素としてそういった、利用者の方がどういう状態にあるかということも介護報酬上は関連はしてくるところを申し添えておきたいというふうに思います。

それから、53ページの、八潮南認知症高齢者グループホームの管理運営委託料が0円になっているということで、こちら、私どもも、実際に資料をつくるときに何とかならないかというのは当然試みしました。一方で、これはもう指定管理者の決算書がそういうつくりになっているので、それを各施設と確認をすると、あそこの八潮南の施設はご覧いただければ分かると思うのですが、グループホームが本当にもう特養ホームと一体的に、実際に施設側としても一体的に管理運営をしている。ですので、会計上も処理をしているというところで、ここについては、会計上の課題というところはありますけれども、まずは指定管理者がそういう考えで、実際に会計処理もそういうふうに行っているということで、このような表記になっているところをご承知おきいただければと思います。

それから57ページの大井認知症高齢者グループホームの利用率のところ、待機者の有無というところでございますが、待機者に関してはいらっしゃいます。いるかないかでいうと、いらっしゃいます。傾向としては、待機者はやはりコロナに入って若干減っているというふうに捉えています。というのは、やはりご本人といますか、ご家族がコロナ下で集団生活をするというところに対して、少し慎重になられているところが話としてありますので、そういったところで、やはり施設も、入所の方が退去された後の方を見つけるのに、普段より少し時間がかかっているところを報告として聞いております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

分かりました。

それではちょっと、障害者施設のほうを伺いたいのですが、109ページの心身障害者福祉会館ですけれど、生活介護とか機能訓練、生活訓練も、主にちょっと利用率が下がっていると思うのです。これは、そもそも工事の影響だったりコロナの影響だったりとかというのものもあるのかもしれないのですが、片や西大井福祉園やかがやき園とかの生活介護などは、ここはずっとすごい高い利用率になっていると思うのです。だから多分需要はあるのだと思うのです。そういうところからすると、この利用率が低いということの理由と、改善するものがあるのか、ちょっとその点を伺いたいと思います。

それからあとは、ぐるっぼなのですけれど、ぐるっぼ（の指定管理者）が来年の10月から変わるわけですね。そうすると、あと1年ということになると思うのです。そういう点では、本当に今の利用者の方からも、何回かこの厚生委員会にも、今のサービスを継続してほしい、今の事業者を継続してほしいという、そういう陳情とかも何回か伺っている状況ですけれど、その辺のところでの説明会というのはどういうふうになっていて、引継ぎがどういうふうにされようとしているのかという点、また、不安のない形でやっていくのがすごく必要だと思うのですけれど、そのところでの説明会で出されている意見だったりとか、区としてどう対応しようとしているのかということについて伺いたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

私から、まず、心身障害者会館がかがやき園や西大井福祉園に比べて利用率が低い要因と改善事項についてのご質問にお答えいたします。

まず、かがやき園の生活介護については、施設入所された方が日中生活介護を利用するというので、通所ではないため、そのため利用率については保っているというのが実情でございます。また、西大井福祉園と比べてなのですが、西大井福祉園は通所なのですが、西大井福祉園と比べて心身障害者福祉会

館は、東京都の重症心身障害者通所事業の指定を受けるぐらい、区分6の方がやはり定員の半分ぐらいを占めております。最重度の方が多いいということで、やはりコロナ下における通所をさせることに対して、ご家族が不安に思っただけで通所控えをしているというのが大きな原因となっております。ただし、改善につきましては、感染対策を取りつつ、やはり会館の強みを今後PRしていく、最重度の方への介護、支援といった強みが会館にはございますので、そういった強みをPRしていくということでございます。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

ぐるっぼでの説明会の状況についてでございますけれども、7月28日と7月31日にかけて、合計10回させていただきます。緊急事態宣言期間中ということもございましたので、時間と人数の調整をさせていただきます、実施をさせていただいたところでございます。合計88名の方がいらっしゃいましたので、説明会1回あたり、平均ですが10人以下程度ということでさせていただきます。

主な意見なのでございますけれども、全体を通じて多く出た意見は、子どもの分野でいきますと、年度途中、10月で切替になるということで、職員が入れ替わってしまうことに対する不安の声が上がっております。要望としては、3月末まで職員に継続してほしいというご意見が多く出ておりました。

また、大人の部分でいきますと、今回の公募の選定の過程に対するご意見、現在の愛成会のサービスを気に入っているのに、なぜ変更になったのかというご質問が多く出ておりました。

今後の対応でございますけれども、まずは児童のところ、職員に継続してほしいという意見がありましたが、こちらにつきましては、現在、次期指定管理者と現指定管理者の間で、移籍をしていただくかどうかということで話を進めているところでございますので、区も間に入って調整を行っているところです。

それから引継ぎにつきましては、ご利用者の心身の状態や、ご家庭の事情等を踏まえた継続的な支援を提供していくということが大事でございますので、個別の3者、ご利用者、現指定管理者、それから次期指定管理者を含めた3者で面談を実施しまして、支援方針についてご意見をお聞きしながら丁寧に取り組んでいけるよう、令和4年4月以降に実際に運営事業者が中にも入りますので、具体的に丁寧に引継ぎを行っていきたくと考えております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ぐるっぼは本当に当事者それから障害者団体の皆さんから様々なご意見、ご要望が出される中でこういう結果になったわけです。それでまた、本当に満足度調査でもかなり高い満足度を示しているのが現事業者という状況になっていきますので、私は本当にここの中でも具体的にこうしているというものというのがあると思うのですが、そういうスーパーバイザーだったりとかも本当にいろいろとされている中身そのものが学ぶことがたくさんあると思うのです。そういうノウハウもしっかりと学んでいただいて、次のところにつなげて、皆さんが本当にがっかりしないような形での対応、丁寧な対応をぜひともしていただきたいと思っております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言は。

#### ○石田（秀）委員

まず、初めに全体のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、一つは、これ、いろいろ評価をした事項というのがそれぞれ書かれていると思っております。これは評価をした事項でありますから、その評価した事項それぞれのところに、ここはこういう評価をした事項があって、この共有というのか、そ

ういう共有化というのは、それぞれのところで、それぞれの所管で、それぞれの事業者と共有しているのかというのを伺いたい。

それと、先ほどちょっと話が出たけど、補正予算などがあったり、今回の決算書を見れば流用があったりとかいろいろあるけれども、これは全体でざっくりでいいのだけど、どれぐらいコロナのことでお金が増えたのかなど皆さんが思っているのかというのを、もし分かれば教えていただきたいということ。

それから、多世代交流支援施設のことで、高齢者と多世代の区民が交流し、というところなのだけでも様々、私の言いたいのは、子どもを含めた若い世代、このところをどのようにしていくのかというのを改めてちょっと聞きたい。休止したり、ニーズを探りつつ運営したとか、若い世代が参加しやすい日曜日や夜とかと書いてあって、ではこれを高齢者の方とやるのか、そういう人たちにも、近隣学校なども書いてあるけど、実施まで至らなかったとか、そういうのがあるけど、若い世代に出てきてもらう仕掛けというのか、これは非常に必要だと思っている。せっかくこういう交流施設なのだから。

平塚橋みたいに広いスペースみたいなどころがあると、いろいろなことをやってきたのは、コロナであれだけど、非常によかったかなと思っていて、それをなぜこういうことを言うかということ、ちょっと外れてきてしまうかもしれないけど、今後、当初のそういう多世代交流というのはあったのだけど、それはすごく生かしてほしいのですが、例えば今度多世代交流とかいろいろなシルバーセンターとかになっていくときに、敷地があって部屋を細かく割って行って、多世代で入れていくというのが本当にそれでいいのかなと思う私がいちいちするので、それだったらいろいろな、お互いある程度あいうふうな広いところがあって交流できる、それで多世代で子どもたちも含めてという。また、これ所管が変わってくるけど、皆さんのほうがいろいろそう考えるのであれば、必ずこれから児童相談所の建て替えなどが来て、その辺は子どもたちに特化して違うことを、高齢者との多世代よりも、ここでやるより子どもたちのそういう児童相談所でやったほうがいいのか、皆さんの所管の感覚みたいなものというのがあれば教えてほしい。

今答えられなくても結構です。そうしたら決算特別委員会までの間に調べておいてもらえば、そこで質問してもいいので、そんなイメージのものを考えているのだけど、もしそれで答弁をいただければ。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

まず、私のから前段のほうをお答えさせていただければと思います。

今回、このように毎年モニタリング評価をさせていただいて、経営会議等で評価をいただく。それから、こちら議会のほうにもご報告をさせていただいて、いろいろご意見等を頂戴する。これは、しっかりと一つひとつの施設に対してもフィードバック、情報共有はさせていただきます。それで、今度いうと令和4年度に向けての事業計画に反映をさせていただく、これこそがまさにモニタリングのあるべき姿だと思っておりますので、こちらはしっかりと来年度以降も継続してこの体制でやっていければというふうに思っています。

それから、コロナを受けた流用等というところがございますけれども、ちょっと答えになっているかというところはあれなのですが、やはり令和2年度は、それ以前の年と比べて、やはり予期せぬ対応にしっかりと対処するためということで、例年に比べるとやはり流用ですとか補正予算、こういったものは件数としては非常に多かったと。これはちょっと感覚になってしまいますけれども、それだけやはり我々のほうも、コロナという初めての事態に柔軟に臨機応変に対応させていただく必要があったというところを実感として持っているところでございます。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

多世代交流支援施設の多世代交流のことについてのご意見いただきましてありがとうございます。私も、今4か所のゆうゆうプラザを造って、次、北品川シルバーセンターを改築後はゆうゆうプラザということを考えているところなのですが、やはりその中で、多世代交流が、コロナのこともあってなかなか今、進んでいないところではあるのですが、委員ご指摘のとおり、平塚橋においては隣の学校と交流をしたり、あとは職人のような方が来て、夏休みを利用して子どものキッズワークという形を催したりとか、いろいろな交流を試みているところではあります。

区としての考え方はまた決算特別委員会のときにもお答えしたいとは思っているのですが、必ずしも交流することではなくて、例えばその施設のなかにお子さんがいらっしゃる、子連れの方がいらっしゃることによって、高齢者の方が喜んでいて、そういった風景もあって、この間、東品川ゆうゆうプラザで、まだオープンしたばかりなので、なかなか事業が進んでいないところがあるのですが、少しずつ、お子さんの団体を呼んで交流するという、ゆうゆうスペースというところを使って始めたのですが、そうするとお風呂から出てきた方たちがすごくうれしそうにのぞいていくといった光景も見られました。そういったところも交流になっているのではないかなと思っているところではあります。

これからも、施設を増やしていくにあたって、そういった部分で、小さいそういった交流の部分から、イベントを通していろいろな交流というところで、地域共生社会の実現に向けて大きくこの施設が活用できたらと思っているところではあります。

#### ○石田（秀）委員

東品川ゆうゆうプラザなどもこれからだと思っているし、施設はそれなりにスペースもあるわけで、活用の仕方が相当あるのだと思っておりますけれども、先ほど言った流用と補正予算は、私も今ちょっとずつ資料を調べておりますけれども、結構あるなど思っている部分もあるので、これは特に多いなど思っているのは、健康センターなんかも多いなど思っているけど、これは契約の在り方の問題とか、それは今日ではなくてもいいのでそれほどどこかで聞こうかなと思っているもので、それはぜひ、事前の通告みたいになってしまうけど、そういうことを伝えようと思っております。

それから、最後に1つだけ聞きたいのはぐるっぼです。ぐるっぼはもちろん利用者の方々に、これは必ず今までのもので、先ほどもちょっとあったけれど、利用されている方の評価というのはそれなりに高いのだと、私も思っています。

ただ、いろいろ話を聞くと、利用できていない団体の方、それから利用できていないスペース、これでもっとそれは活用してくださいという声は結構あるというのが私の耳にも入っていて、そういうのもあって、今度福栄会になったときに、そういうことも含めてしっかりやっていこうとされていると、必ずそれは利用者の方といろいろな話が出てくる。区も丁寧な説明を利用者の方には今後もしていくというお話をされていると思うので、その辺は丁寧な説明をしていただくのとともに、やはりあれだけの施設ができて、我々もすごく比較されるのは、いろいろな障害者団体の方と話をすると、大変期待をしていた。それも同時期に大田区にも同じような施設ができて、大変期待をしていた。それがどういうわけか比較されて、大田区は評価が高くて、それで品川区は、せっかくあれだけの規模の施設があるわけで、その評価が、やはり今度指定管理者が変わったときに、品川の障害者福祉も、やはり必ず言葉が出るのは、以前はよかったと。ここのところは必ず出るわけだから、その辺のところは今度、ぜひそこは巻き返していただきたいなど思っているところがあって、今日はぜひその辺のところの意気込みだけ聞いておこうかなと思っております、それだけちょっとお聞かせください。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

障害児者総合支援施設の設置目的は、品川区内の障害児者の福祉増進を図るために拠点施設として設置したものでございます。障害児者総合支援施設は、多くの区民の方から期待をされているということも認識しております。障害児者の地域生活を支える拠点として機能ができるように、より総合機能を発揮しまして、障害児者の方を支援していけるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問ございますか。

#### ○せお委員

ぐるっぼのところなのですけど、これ、まずゆうゆうのところ、定員が「運用上の定員」と、「施設上の定員」があったり、愛成会のところでも「指定上の定員」と「施設上の定員」とあって、具体的にどういった違いがあるのか、お聞かせいただきたい。

あと、先ほど、品川児童学園のところ、医療的ケア児は一部受入れをしているというお話だったのですけど、これは日中一時かなと思うのですけど、ここ、どういったところで受入れしているのかなというところ、来年指定管理者が変わるので、今後医療的ケア児に関してはどういったところを考えているのかなという、今決まっていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

まず、表記の件でございます。「指定上の定員」と「施設上の定員」とありますけれども、「指定上の定員」というのは東京都に届け出ている人数になっております。「施設上の定員」につきましては、ハード上何名まで入るかといった定員になっております。例えば、生活介護でいきますと、令和2年度は指定上20名でございますけれども、建物自体としては40名まで入りますというものになっております。東京都への届出は指定を20名にしているといった違いがございます。

ゆうゆうのほうで、日中一時支援も同様に、「運用上の定員」というのは、ハード上、当初、20名で、現在は10名の定員で実施しているというものでございます。

続きまして、医療的ケア児の受入れにつきましては、現在、児童発達支援のクラス通園のほうで、在宅酸素の方の受入れを行っております。在宅酸素の方へのボンベも一緒に持ってきてという形になっておりますので、現在は午前中のみ、保護者の方も一緒に付き添って通園していただいているという状況でございます。

今後につきましては、医療的ケア児の受入れを進めていきたいというふうに考えておりますけれども、併せて、施設側の受入れ体制のほうも整えていかなければいけませんので、看護師ですとか職員のスキルアップ等を図りながら、また、利用者の状況、医療的ケアといっても個々、状況が異なりますので、お話をしながら、受入れ可能な場合は受け入れていくという形で、徐々に進めていきたいというふうに考えております。

#### ○せお委員

ありがとうございました。定員のところは理解いたしました。

医療的ケア児のところはなかなか、すぐに希望する方全員というのも、受入れは難しいとは思いますが、せっかくインクルーシブひろばでフローレンスも入っていただいているので、そういったところと連携して、少しずつ広めていっていただきたいなど、ここは要望したいと思っています。

子ども発達相談室も、昨日、日精看が閉院されるということで、そことすごく連携してうまくいっていたように思いますので、その辺も1点だけ、発達相談室のところ、その医療との連携というのを今後どうしていくのかもちょっと聞かせたいと思っています。



### ○築山障害者施策推進担当課長

現在、発達相談で相談に来られた方が、療育を受けたいといった場合に、医療のほうにつないで、医師から医師意見書を出してもらって、これをもって療育につながるという流れがあるのですけれども、その療育につながるまでの流れにつきましては、児童学園のほうにもう1名、別の児童精神科医の方がいらっしやっておりますので、引き続き、相談に来られた方で療育が必要とされる方には、きちんと療育につながるように支援等をしていきたいと考えております。

### ○せお委員

ありがとうございます。そのところ、また、指定管理者が替わると、ちょっとまたスムーズに行くのかということも皆さん考えられていると思うので、その辺も検討していただきたいと思っています。

### ○鈴木（博）委員長

ほかに何か。

### ○若林委員

30ページの、さくら会の、月見橋在宅サービスセンター、「評価の視点」別のコメントの1のところの2番目、「初期の認知機能障害を持ちながら介護サービスにつながっていない方について、自宅までの迎えに複数回の訪問を行い」受け入れを活用するというのは、これ、どういう意味なのか、教えてください。

それから、これは小山地域密着型多機能ホームの34ページの、これも「評価の視点」別のところの2の予算執行（財務）の視点なのですが、「小規模・多機能グループホームともに目標稼働率は確保できたが、利用者の介護度が低下したため」とあり、さっきの介護報酬の話なのだと思いますけれども、介護度が低下というのは、介護が低下だから、例えば5の方が3とか2とか1に、そういう意味の低下ということなのか。そうするとつじつまが合うのですよね。介護報酬が下がっていったという。逆に利用者から見ると、いわゆる介護度が改善したという意味なのかの確認をさせていただきたい。

だから、こういう、予算執行（財務）の視点で、こういう評価は品川区の姿勢として逆に何かすごく違和感を（感じる）。いわゆる介護度改善ポイントでしたか、やっていますよね。もう5年以上、10年ぐらいになるのか。すると、区の姿勢として、こういう視点で、これはいいとか悪いとかという意味ではないのかもしれないけども、区の介護の在り方とは真逆な表現なので、その辺の確認も含めて。

最後に杜松の特養ホームです。78ページの総括で、積極的に評価した事項の中の2番目、「必要な福祉機器」とは何ですかということなのですが、導入して、その結果、職員の負担軽減とか、退職者の防止、休職者の減少と。大変いい福祉機器を導入したと。いわゆるロボットではないのでしょうか、どんなものか、参考に（教えてください）。若竹大寿会がどういうことにトライしているのかというのをちょっとご紹介していただければ。

以上、お願いします。

### ○宮尾高齢者福祉課長

まず1点目、30ページの区民満足の視点の2点目の表記のところでございますけれども、こちらはちょっと表記が分かりにくかったかもしれないのですが、もともと、施設にはご家族が、ご近所にあったということでふらっと来て、そのときには介護サービスを使っていなかったのです。そのときに、施設がご本人とご家族といろいろ話をして、施設の利用を勧めた。ただし、まだ介護サービスを使っていない方だったので、認定をされてはいかがでしょうか、というところから話が進んでいって、短時間で

の受入れをスタート、そこから安定的な利用につながるまでに至ったというところの一連の経過のことを書かせていただいているというところでございます。

それから、2点目の34ページの、目標稼働率の確保にもかかわらず、介護度が低下したため、結果として収益率は低下というところでございますけれども、これも、先ほどの答弁と一部重複をしていますが、稼働率、利用率が上がると基本的にはそれに連動して収支というのは上がっていくというところが大きな要素としてあるのですが、一方で、委員もおっしゃっていたとおり、個々の方の介護度が上がるか下がるかによって介護報酬に関わってくる。それから、それは1人の人が上がる、下がるという場合と、あとは、人が当然入れ替わるというところがあって、介護度の重い方が利用を止めてやめられて、介護度の低い方が入ってくる、こういったことも例としてはあります。いろいろな要素が絡まって、今回、この施設ではこういう現象が起きているというところでございます。

また、委員ご指摘のとおり、特養ホーム等ではそういったことに対するために要介護度改善ケア奨励事業というものを推進しているところでございます。こういったところも、取組事例も参考にさせていただければというふうに思っているところでございます。

それと、78ページの、若竹大寿会のところで、福祉機器を導入して一定の効果があったというところの表記でございますけれども、具体的には、施設で個々の職員が腰のところに付けるベルトなのです。この分野はもう本当に日進月歩、技術が本当に発達しているところなのですけれども、こちらを、例えばこれまでは共用で何人かで1つの器具をシェアするといったようなことだったのですが、やはり職員からすると、直接肌に身につけるとはいわなくてもやはり、何人かで使い回すのはちょっと抵抗があったということで、ここでは1人に1つずつ貸与をして効果が見られたということで、これを受けてということではないのですが、今年度、こういった福祉機器を導入した施設に対する助成事業もスタートをさせているところでございます。かなり効果が高いというふうに我々も見ておりますので、推進をしていきたいというふうに思っております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

健康課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

---

#### (2) 八潮在宅介護支援センターの移転について

#### ○鈴木（博）委員長

次に、(2)八潮在宅介護支援センターの移転についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○宮尾高齢者福祉課長

それでは、八潮在宅介護支援センターの移転について、資料に沿ってご説明を申し上げます。

まず、1番といたしまして、移転する事業所でございますが、資料記載のとおり八潮在宅介護支援センターで、現在の所在地は八潮五丁目10番27号でございます。それで、設置（運営）でございますけれども、品川区が設置者で、運営を社会福祉法人品川総合福祉センターに委託をしているところでございます。

2番の移転先ですが、所在地は八潮五丁目9番2号ということで、品川区立八潮南特別養護老人ホームの1階部分、こちらに移転を予定しております。

3番、移転予定日ですが、本年10月1日金曜日、こちらを予定しております。

4番、移転の理由でございますけれども、大井・八潮地区における高齢障害者に対する相談支援体制の充実・強化を図ることを目的といたしまして、このたび、八潮在宅介護支援センターとの併設による指定特定相談支援事業所（八潮障害者計画相談支援事業所）を開設いたします。これに伴いまして、現在の八潮在宅介護支援センターから、十分なスペースが確保できる、八潮南特別養護老人ホームの1階を改修して、そこへ移転をすることによりまして、高齢者、障害者への一体的かつ効果的な相談支援体制の強化・充実を図っていくというものでございます。

最後に5番に案内図をつけさせていただいております。現在の場所で9月30日まで業務をいたしまして、10月1日に新しいほうで業務をスタートするという予定で進めさせていただいております。

**○鈴木（博）委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

**○鈴木（ひ）副委員長**

今度は障害者の指定特定相談支援事業所、それが併設になるということで、広いところに越すということなのですが、1つは、何平米ぐらい広がるのかという、その広さがどれぐらいものになるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、改めてこれからつくられる、その障害者の生活相談なのですが、この体制は、相談員の方が何人体制で、どれぐらいの方の計画相談ができることになっていくのか、その点を伺いたしたいと思います。

**○宮尾高齢者福祉課長**

まず、広さでございますが、現在の八潮在宅介護支援センターは約30平米、こちらで業務を行っております。移転先の八潮南特別養護老人ホームの1階部分というのは、ほぼ倍、約60平米程度確保できるというふうに踏んでいるところでございます。

**○松山障害者福祉課長**

八潮の相談支援体制なのですが、相談支援員は1名ということでございます。ほかの在宅介護支援センター併設型の相談支援事業所とほぼ同程度ということになりますので、10月1日から移転後の開設ということですので、まずはケアプランをつくり、円滑に慣れていただくということでございます。

**○鈴木（博）委員長**

ほかに何かご発言はございますか。

特にご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 令和4年度分品川区高齢者住宅（単身用）補欠登録者の募集について

**○鈴木（博）委員長**

次に、(3)令和4年度分品川区高齢者住宅（単身用）補欠登録者の募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○菅野高齢者地域支援課長**

それでは、令和4年度分品川区立高齢者住宅補欠登録者の募集についてご報告いたします。

まず、お配りいたしました資料ですが、A4判両面刷りの資料が2枚と片面刷りが1枚で募集案内をつけさせていただいております。

それでは、1枚目をご覧ください。高齢者住宅は現在、建設型3棟と借上型7棟の単身用の住宅が計217戸ございます。本件は、募集案内に基づき申請をいただいた方について、お困りの度合いに応じて名簿登録をさせていただき、令和4年4月から令和5年3月までの間に高齢者住宅に空きが生じた際に順次入居のご案内をさせていただくものでございます。

1、受付期間、2、受付場所、3、受付時間につきましては資料に記載のとおりです。

4、募集内容の補欠登録者でございますが、これまでの空きの状況の実績から60人程度を予定しております。

5、申請資格につきましては、下記(1)から(5)までの全てに該当する方です。特に変更点などはございません。

6の申請方法につきましては、必要書類をご準備いただき、ご本人の意思を確認するため申請者本人にご持参いただいております。

7、周知方法でございます。11月1日号の広報しながわ、統合チラシ、そして区のホームページに掲載いたします。また、募集案内につきましては、高齢者地域支援課の窓口、各シルバーセンター、ゆうゆうプラザ、地域センター、サービスコーナーで配布する予定です。

続きまして、裏面をご覧ください。実際に使用する予定の募集案内です。こちらには、ただいまご説明申し上げましたことに加えまして、6、募集する高齢者住宅一覧、そして、めくっていただいて7、間取り図の例、8、申請から入居までの手続きの流れ、そして最後のページには、9、注意事項を記載してございます。

#### ○鈴木(博)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

#### ○鈴木(ひ)副委員長

高齢者住宅は、よほどの劣悪なところに住んでいるか、または立ち退きということがないと、なかなか入居はできないという状況ですが、高齢者の方は、本当に部屋が見つからなくて、本当に大変な思いをしているのです。そういう点でいえば、もっと一般の高齢者が入れるような高齢者住宅も、立ち退きとか、よほどの本当に劣悪な、という以外でも入れるというところにまで拡大できるようなシルバーピアの住宅の戸数になってきてほしいなというのは、一つ要望として申し上げておきたいと思います。

それから、昨年の申請者と、一昨年に入れた人数と、今年、これまでに入れている人数を教えてくださいたいと思います。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

それでは、こちらの募集の申込者と、実際に入居した方の実績などについてお話をさせていただきたいと思います。

令和3年度分の申込者につきましては、58名の方が申込みをされまして、実際に名簿登録された方は56名となっております。現在、今年度、順次ご案内をさせていただいておりますが、10名程度のご案内ということで、今後も空いている住宅がございますので、もう少しご案内をする予定となっております。

令和2年度につきましては、名簿登録者が54名で、最終的に入居された方が19名でした。途中で、ご本人のご都合や転居、施設入所などによってご辞退された方が11名いらっしゃいまして、最終的には24名の方が未解決という形になっております。

**○鈴木（博）委員長**

ほかに何かご質問ございますか。

特にご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する申請期間の延長について

**○鈴木（博）委員長**

次に、(4)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する申請期間の延長についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○櫻木生活福祉課長**

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する説明をいたします。恐れ入りますが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する申請期間の延長についてという表題の資料をご覧ください。

1、申請期間の延長についてです。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、制度開始時は令和3年7月から8月末までが申請期間とされていましたが、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受けた方への支援の観点から、このたび申請期間が11月末まで延長されたものです。

2、実施状況の（1）申請状況および見込みについてです。7月から8月末までの実績は、支給申請者数375人、うち支給決定者数は305人となっており、その方々への3か月分の支給予定額は6,364万円となっております。また、予算は3億9,080万5,000円で、当初の見込みより支給者数が少ない状況となっております。理由としましては、社会福祉協議会の貸付け基準よりも、本支援金の支給基準が厳しいためと思われる。次に、令和3年9月から11月までの最大申請見込数は約500人となります。ただし、7月から8月の申請状況を踏まえると、実際の申請者数は100人から150人程度と見込んでおります。

次に、実施スケジュールです。令和3年9月から11月にかけて、申請対象者に月次で個別案内を送付して周知してまいります。今回、11月末が申請受付締切となりましたので、その後、最長で令和4年2月まで支給事務を行ってまいります。

最後に周知方法ですが、広報しながら9月11日号に掲載するとともに、区ホームページおよび社会福祉協議会から提供される名簿に基づいて、対象となる方は個別にご案内を行う予定です。

**○鈴木（博）委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

**○鈴木（ひ）副委員長**

この制度そのものが、枠も少ないということもあるのですが、7月からなのに8月末までという、本当に僅かな期間というのがちょっと問題だなというふうに思っていたので、延長されたのはよかったと思うのですが、住居確保給付金を9月末までというのが11月末までに延びましたよね。それも、緊急小口資金や総合支援資金もそうなのですが、コロナが収束するまで期限を決めないで、コロナが収束したときに、もうこの制度をやめますというふうにすればいいものを、本当に、3月末まで締切です、6月末まで延びました、8月末までになりました、11月までになりましたという、本当に細切れで延ばしていくという、そういう感じなのです。私はこれ本当に、コロナ収束までの制度というふうな

形で、なぜならないのかなというふうに思うのです。それは国の制度なので、区がこう決めますというふうなことはできない問題ですけど、その辺のところは現場のほうからもぜひそういう声を上げていただきたいなというふうに思っているのですが、その点いかがでしょうか。

それから、これは今回、生活福祉課が担当するというところでこういう延長のご報告がありましたけど、住居確保給付金も区が暮らし・しごと応援センターで担当していますよね。それも9月から11月まで延びたと思うのですが、その報告もしていただきたいなと思いますし、緊急小口資金や総合支援資金も、これは社会福祉協議会が担当しているとはいえ、同じように困窮している人は、かなり、一番これ、緊急小口資金と総合支援資金が使われているのではないかなと思うのですが、それは一番使われている制度だと思いますので、そういう制度も延長になった、そういう制度がありますよというのは、一緒に報告していただいたほうが区民の方にご紹介もできますし、そういうものも併せてご報告をしていただきたいと思っているのですが、その点、お願いしたいと思います。

それとあともう一つ、先ほどちょっと多分説明いただいたと思うのですが、今度の9月から11月までの対象者というのが百八十何名というふうなことだったのですが、この対象者というのが社協のほうからこの名簿をもらってということなのですが、聞き逃してしまったので改めてこの対象者の人数を教えてください。

#### ○櫻木生活福祉課長

まず期限につきましては、国のほうで状況を見ながら決めているというところがございますので、我々としても注視してまいりたいと思っております。

2点目です。報告につきましては、今回自立支援金が始まって一旦期限が切れたということでご報告させていただいているところでして、その他の制度等につきましても、内容を踏まえまして適宜報告させていただければと思っております。

3点目です。最大の見込み者数は、総合支援資金の再貸付を終了される方というのが、概算で社会福祉協議会のほうからいただいているのはそれが最大件数が500人ということでございますが、実際に申請される方の状況としては、100人から150人程度を見込んでいるということでございます。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問ございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午後0時05分休憩

○午後1時04分再開

#### ○鈴木（博）委員長

ただいまより、厚生委員会を再開いたします。

以降は、健康推進部および品川区保健所の報告事項等となりますので、よろしく願いいたします。

---

(5) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の延長について

#### ○鈴木（博）委員長

それでは、(5)新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の延長についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○池田国保医療年金課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施しております、国民健康保険と後期高齢者医療制度の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象期間につきまして、国から事務連絡を受け、3か月間延長し、12月31日までと延長しましたので、報告をいたします。

最初に支給対象期間でございます。令和2年1月1日から令和3年12月31日までという形になります。対象期間の延長にあたりましては、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則に規定する規則で定める日を、別紙の新旧対照表のとおり改正させていただいているところでございます。

2番から4番の対象者、支給要件、支給額については、これまでどおり変更はございません。

5の支給状況でございます。令和2年度につきましては、国民健康保険の申請は26件で123万1,326円、令和3年度につきましては、9月1日現在11件、68万6,336円。後期高齢者医療制度につきましては、令和2年度の2件、29万5,243円を支給したところでございまして、なお、令和3年度については今のところ申請はございません。

6の周知でございますけれども、区の広報紙、それから区のホームページで既に周知をしているところでございまして、後期高齢者医療制度につきましては、広域連合のホームページのほうでも周知しているところでございます。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

2の対象者なのですが、「感染が疑われる者」というのは、濃厚接触者で14日間仕事に出られないとか、そういう方というのも入るのでしょうか。それと、これは本人が、こういう制度があると気がついて申請する以外には対象にならないということで、区のほうから働きかけるすべというのではないということですね。ちょっとその確認だけお願いします。

#### ○池田国保医療年金課長

国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金につきましては、あくまでもこれはコロナウイルスの症状がある方ということで、濃厚接触の方は対象にはなっておりません。あくまでも熱があったりという症状があった方で、会社をお休みになって、賃金がカットされた方が対象という形になってまいります。

また、傷病手当金のほかにも、厚生労働省のほうでも様々な手当金の支給を再開しているところでございまして、詳しくは厚生労働省のホームページのほうをまたご覧いただければというふうに思っているところでございます。この辺につきましては、区のホームページでも、コロナの紹介している部分のところで、多少の部分では紹介をしているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ということは、この「疑われる者」というのが、感染しているかどうかというのは必ず検査して、症状があっても検査していくと思うのですが、症状があつて疑われる者というのは、どういう場面が想定されるのでしょうか。

#### ○池田国保医療年金課長

「感染が疑われる者」ということで、当初の想定では、まず発熱をされていて、コロナのほうに罹患

したのではないかということでお仕事に出られなくなって家のほうで養生されているような方になりまして、最終的にPCR検査をされて、陽性の方ですとコロナのほうということですけども、陰性の方もいらっしゃるわけですが、陰性の方でそういった症状でお休みになって賃金をカットされた方についても、傷病手当金として支給されるということでございますので、コロナウイルスに感染をされた方だけではなく、そういった症状でお休みをされた方も対象になるということで、「疑われる者」ということで入っているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

分かりました。そういうことがあれば、風邪かコロナか分からないで、取りあえずはコロナの疑いもあるので休んでいたけれども、PCRは陰性だったという方もこの手当の対象になるということで、それは分かったのですが、それと同時に私は、濃厚接触者も同じように、自宅待機で仕事ができないという状況になるわけですから、その濃厚接触者も対象にすべきではないかと思うのですけれど、そのところの検討というのは、国のほうでもされていないということなのではないでしょうか。その点だけ、最後に確認させていただけたらと思います。

#### ○池田国保医療年金課長

こちらの傷病手当金につきましては、国民健康保険につきましては特に対象ということで検討はされていないところでございますけれども、濃厚接触者で会社を休まなければいけない、休んだところでお給料が事業主のほうから出ないというふうな場合については、休業手当金ということでの申請が、また9月頃から再開されていると思いますので、こちらのほうでのご請求になると思います。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (6) 新型コロナウイルス感染症に係る保健所・保健センターの対応について

#### ○鈴木（博）委員長

次に、(6)新型コロナウイルス感染症に係る保健所・保健センターの対応についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○鷹箸保健予防課長

では、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

まず、保健所のほうで実施している、いわゆるコールセンター、新型コロナ受診相談でございますが、区による発熱相談センター、東京都のもの、東京都のCOCOA専用ダイヤル等につきましては、ご覧いただいている数で、直近までの数でご相談に応じているところになります。

その下、(2)患者対応でございます。こちら、9月12日の数になってございますが、一番直近では区内の患者数1万2,820人を数えています。入院・宿泊につきましては都で一元的に実施しているところでございます。②自宅療養者への健康観察、連日の電話かけによる健康観察のほか、ウェブでの観察、SNSで連絡するといったような対応を始めているところでございます。また、食料やパルスオキシメーターの配送、体調悪化時のオンライン診療、往診の調整、入院調整などをしております。

直近までのパルスオキシメーターの、区で所有している数でございますが、品川区で購入した数が375台、東京都から譲渡された数が790台、また先般、区内両医師会から譲渡していただいたものが260台、合わせて1,425台を現在保有しております。このうち、9月20日の時点で患者に



貸し出している数が506台、保健所に残っている数が919台となっております。

ただそのうち、8月15日までにお貸ししていて、普通、供与期間10日間ですので、供与が終了していればお返しいただいているはずのパルスオキシメーターが実は224台ございまして、何度か、返してくださいということでご連絡をしているのですけれども、もらったものだと思ったとか、なくしたとかと、実はなかなか返ってこないものもございまして、現在、感染者の発生届が少し減ったこともありまして、ご自宅まで伺って返してくださいとか、そういったある意味丁寧な対応をさせていただいているところになります。

また、往診やオンライン診療でございますが、昨年10月からのオンライン診療の総数でございますが、我々が公費負担の医療ということで把握している数が575回です。1人に何回か対応させていただくこともあります。575回。このうち、いわゆる品川モデルとして7月以降に対応させていただいた数が293回となっています。また、自宅療養中の方で外来診療に我々が移送車で運んで診療を受けていただいた人数で、回数が497回、電話再診の数が93回、往診に関しては、把握している数ということになります。なおおむね79回という形で、現在までのところ把握してございます。

その他、医療費に関しましては、コロナ診療にかかる医療費は公費で助成されますので、その対応ですとか、特に今、対応に非常に時間がかかっているのはこの④です。自宅療養された方にはこの療養期間の終了を保健所として証明書という形で作成してお送りしているところですが、これまで療養終了後2週間ぐらいでお送りできていたところ、今、数が膨大になっている中で、ご家族であったりということで、1日、2日で違いがあるのですけれども、その辺を間違っはいけないということで、最低でも一月、場合によってはもう少しかかってしまうというところで、時間がかかっている形になります。

では、裏面のまん延防止対応についてご説明いたします。患者への積極的疫学調査、感染源の探索あるいは濃厚接触者の特定を、保健所の直接的な集団PCR検査などを実施して対応していたところですが、こちらにつきましては、昨日ご質問をいただいたところでございますが、患者が非常に増えてしまい、感染者の方への直接的な対応を優先する中で、やむなく8月31日に関係の皆様へ通知を出しまして、今回9月1日から9月19日までの間、集団PCR検査がちょっとできない状況がございましたが、おととい9月20日よりこの対応は既に終了しておりまして、集団PCR検査は再開させていただいております。自宅療養中の方への定期的な健康観察といったことをこれまでどおり実施しているところでございます。

また、PCR検査センターにつきましても、第5波で患者の数が非常に多くなったときに回数を増やしていただいたということで対応しております。

保健センターにつきましては、感染予防対策を講じながら、これまでの事業を継続して実施しており、現状どおりで変わりはありません。

その他、オリンピック・パラリンピック期間中でございますが、連日、関係者を含め、感染症デ일리レポートということで、この東京オリンピック・パラリンピック組織委員会・感染症対策センターからの関係者の陽性者が出た場合にその方々の濃厚接触の有無について、組織委員会・感染症対策センターで判断をし、その内容を濃厚接触者の方がいる場所を管轄する保健所に連日連絡があつて、その判断を担っております。また、その東京都健康安全研究センターから連日、感染症デ일리レポートが送られてきている内容を、関係者で情報共有したりということで対応してまいりました。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言を願います。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

本当に感染爆発で、1日二百数十人とかということがあったりとか、150人から200人とかという連日の感染者が出る中で、本当にお疲れさまでした。

今ちょっとデータを見ても、昨日とかも1日10人もいかないような感じになって、少し落ち着いて、全体としてもそうですけれど、落ち着いてきているのかなというような思いがしているところです。一つは、(2)患者対応というところなのですけれど、所管質問のところでもまたご答弁いただくと思うのですが、ピーク時は看護師が71名、事務職が27名でされていたというご答弁いただいたのですが、今の体制はどんな体制で組まれてやっていたのかということの一つ。

それから、①の積極的疫学調査というところなのですけれど、これは今、例えば感染者が出た場合に、この周りの誰が濃厚接触者に当たるのか当たらないのかという判断というのは、例えば、医療機関でPCRが陽性になったときは、患者の周りの医療機関で濃厚接触者を判断してくださいというふうに言われているというふうにもお聞きしたのです。それからあと、事業所とか、様々な職場のところで感染者が出た場合は、事業所とか職場で濃厚接触者がどこまで誰が当たるのかというふうなところは判断をして検査を進めるという、そういう体制になっているのか、その点を伺いたいと思います。

それから、パルスオキシメーターなのですけれど、これは、本当にどう重症化するかわからないという部分があると思うのですが、そういう点ではパルスオキシメーターは、希望すれば貸してもらえると、届けてもらえるということになっているのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、まん延防止対応なのですが、9月1日から19日までは対象を限定していたということなのですが、これは品川区としての判断でこういうことをされたのか、それとも、東京都や国からの方針で、この感染爆発のときは症状がなければ濃厚接触者であっても検査をしなくてもいいですよという対応をされたのか、その点についても伺いたいと思います。

#### ○鷹筈保健予防課長

患者への対応をしている保健師・看護師の人数でございますが、ピーク時は71名ということでお話をさせていただいたところですが、現在の人数につきましては、常勤の保健師が6名、会計年度任用の保健師が8名、派遣の看護師が18名、合わせて32名の体制で対応しております。

それから、濃厚接触者の判断でございますが、そのうちの医療機関でのというのは、入院中の患者が陽性になったという場合ですか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

外来。

#### ○鷹筈保健予防課長

外来で診断をした、その医師がその方の濃厚接触者を特定するということですか。一般論としてのお答えになるとは思いますけれども、陽性の方が出てその周りの方の濃厚接触者の判断を医師にお願いすることは基本はございませんが、ただ濃厚接触者の考え方はもう繰り返し、医師にも、それから区民にもホームページ等で周知しておりますので、その判断の中で、具体的には患者の症状2日前、無症状の場合は検査日前2日以降、1m以内マスクなしで会話・会食を15分以上した方ということで、この定義が変わりはございませんので、医師に相談があれば、そのように答えていると思います。

特にご家族に関しては、ご一緒に生活していらっしゃいますので、もう無条件に濃厚接触者というふう判断されるというふうにご理解しておりますし、逆に、ご家族1人陽性でしたら周りの家族の

方についてはぜひもう、すぐに検査してくださいということは繰り返しお願いしてまいりました。

あと、事業所において1人陽性の方が発生されて、その場合の濃厚接触者ですが、この方々についてはその事業所でご判断くださいという方針に、今はさせていただいております。以前はご相談に応じていた場合もありますし、写真を送っていただいたり、実際に伺っていたこともありました。現状ではこの定義に基づいてご判断くださいという形になっております。

次に、パルスオキシメーターの配付対象でございますが、基本的には自宅療養者の方には全員お送りするという原則をしておりますが、一方、お電話させていただいたときに、翌日には入院ですとか、翌日にはもうホテルに行くということが分かっている方については、その翌日からすぐ対応ができますので、特段配付しておりません。ただ、電話口でかなり息苦しいという症状がある方については、その日のうちにお届けをしています。希望制ではないということが原則になります。

あとは、一時期、今回9月1日から19日まで対象を限定して検査せざるを得なかったという時期の判断でございますが、これは3月にも同じ事態がありましたときに、東京都から、ある意味かなり細かく、そういう方たちを優先すること、要は重症化しやすい方をいち早く見つけて医療につなげるということをもっと優先にしろという方針が示されておりましたので、今回、国および都からも、検査しなくてもいいという通知ではなくて、とにかく重症化しやすい方を優先しろという指示は、我々が方針を決めた後に出てまいりましたけれども、ほぼ同じ方針が国および都からも示されているところになります。

先ほど、オンラインのご説明したときに、ちょっと説明漏れがあったので、追加でご説明をさせていただきたいのですが、直近の9月21日の時点でいわゆる品川モデルと言われるオンライン診療にご参加いただいている医療機関の数は16、それからご参加いただいている先生については、産婦人科の先生も含めて23名になります。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

重症化しやすい人を最優先にということの中で、PCR検査がされなかった、しなくてもいいよという方針なのですけれど、これを一般質問で紹介をしたのが、区立保育園の事案です。2歳児なのですけれど、1か月の間に3回濃厚接触ということで、1回目は、8月初めに保育士がPCR検査で陽性になって、それで濃厚接触ということで2週間休んで、1週間また保育園に登園したら、今度は保育園の園児が陽性になったということでまた2週間、濃厚接触ということで休んでくださいということになって、そうしているうちに、今度は、保育園の保育士がまた陽性になったということで、自宅待機の期間を、その分かった期間だけ2日間さらに延ばしてくださいということで、1か月の間に3回濃厚接触ですよと言われた。

それで、1回目は保育園でやっていただいたということなのです。でも2回目は、今言われたようなことだったので、だけどやはりすごく心配です。無症状の感染ということもたくさんあるのがコロナの特徴なので、検査をやりたいと思って、近くの小児科からずっと電話をしたのですが、7か所かけても、うちではやっていませんとか、それからあと、かかりつけの子どもしか診ませんとか、PCR検査はやりませんとかという形で7か所断られてしまって、それで結局、知り合いのドクターに相談して、他区の病院まで親子で行って検査してもらったということになったのです。そういうことがあったので、質問にも取り上げさせていただいたのです。

そういうことで、多くの子どもさんが不安だからPCR検査をやりたいと思っててもできないという状況があったのではないかなというふうに想定されるのですけれど、そういうことからすると、PCR検

査可能なクリニックはここでできますよということの案内だったりとか、保健所がもう本当に大変で、保育園に来てください、みんなをやりますよというようなことができないということであれば、ここでできますよというふうな案内もしていただくというのが必要だったのではないかなと私は思うのです。

それで、東京都のホームページには今、9月6日からでしたか、出ていますよというふうなことだったのですけれど、品川区のホームページにも、やはりPCR検査はこの医療機関でできますよというのをぜひ案内していただきたいと私は思うのです。そういう対応というのは、本当に保健所も大変な状況だとは思いますが、だからこそ、感染爆発というふうな中で不安を物すごくたくさん抱えている中で、PCR検査をやらないということであれば、こういうふうならできるという対応というのを併せてするのが必要だったのではないかなと思うのです。

そういう点では今からでも、ぜひホームページなりで医療機関を、PCR検査ができるところを案内していただきたいと私は思うのですが、どうでしょうかということ。あと今、PCR検査ができる医療機関というのはどれぐらいあるのかということについても教えていただきたいと思います。

それともう一つ、本当にデルタ株が今までのコロナよりも大変な感染爆発という状況を引き起こしたと思うのですが、品川区でも本当に感染者が急増するという中で、重症者も増えたと思いますし、それから亡くなった方も、このデータで見ても、1か月ちょっとで28人でしたか、かなり増えているという状況があると思うのです。

そういうことからすると、この感染爆発の中での品川区のコロナの特徴というか、若い方が急変するだったりとか、基礎疾患がない方でも重症化するだったりとか、亡くなられた方もこんな方とか、そういう、品川区の状況、そういうものも教えていただけたらと思います。

#### ○鷹筈保健予防課長

保育園の検査ができない時期にご不安な方がたくさん増えて、そういう方が検査できなかったという事態に対してでございますけれども、確かに副委員長ご指摘のとおり、検査を保健所で集団でやっていたのをやめた時期から、保育園医のところに対象となる濃厚接触者と同じ年次クラス、例えば1歳児30人、10人以上の単位で検査を希望するという方の相談があり、一体何が起こったのだということで、確かに医療機関からお問い合わせがありまして、保健所の方針を変更したことを医療機関にお伝えしていなかったということで、こういった後追いになったのですけれども、慌ててそのような方針になったということをお伝えしたことはあります。

その結果、保育園医で検査をされている場合でも、そもそも保育園医が小児科でない場合もたくさんあるのですけれども、診療のほうが本来の業務であるということもありまして、具合の悪い方の治療をすることを優先する中では、例えば症状のない子10人、20人の単位で、特に小児科の先生でない場合、いきなり0歳のお子さんの検査だとか1歳のお子さん、結構元気に動き回るお子さんの検査というのは慣れていないので、ちょっと自分のところではとても無理だ、というようなお話もありましたので、保健所からご案内するということは特段しておりませんで、保健所の方針について改めて保育園のほうから、全員検査しないのが決まっていると思っていたわけではないのですけれども、症状があった時点での検査ということでお伝えをしたところ、基本的にはご理解をいただいた保護者の方が多かったというふうに認識しております。

あと、検査の可能な医療機関につきましては、診療・検査医療機関を登録している先は東京都で、全ての医療機関に公表の有無ということは定期的に東京都のほうで調査をしていますので、東京都のほうで公表するというので、品川区のほうではこれを調査していないこともありますので、東京都にお任

せするという考え方で、現在も変わりはありません。正確な情報を区として把握しているわけではないという部分もございますので。

また、ただ医療機関の名前だけを公表しますと、検査をしている時間ですとか、曜日を定めている医療機関もありまして、登録情報が非常に細かいものが、実は我々の握っている情報があるのですけれども、それを全てホームページに公表するという事はかなり不可能に近いということと、繰り返しになりますが、医療機関は、検査をするために存在するのではなく、基本は具合悪い方を治療していただくため、診察していただくために存在するという考え方のもので、非常に区民に身近な区のホームページに、どこの何丁目の何クリニックという形で掲示をしていく、ご覧いただくという形では現在のところは考えておりません。

なお、検査ができる医療機関の最新の数、申し訳ございません、今日は持ってきてございませんが、100以上あることについては確かでございます。

あと、亡くなった方についてですが、直近の9月21日までに141名の方が亡くなっていて、7月4日からの差ということで、この第5波で38名の方が亡くなっています。男性87名、女性54名ということで、男性のほうが少し多くなっていますが、この方々のうち、新型コロナウイルスを主たる死因として亡くなった方は95名で、それ以外の死因の方が残りに当たります。

この中で、亡くなってから診断がついたという方もいらっしゃいまして、この方々が5名になっています。なお、この方については、当初からお伝えしているところですが、区民には限りませんで、区内の病院に入院されている他区の方も含んだ形になります。死因が新型コロナウイルス以外の方については、もともとのご入院中の病気が原因で亡くなった方というのもたくさんいらっしゃるという状況になります。

なお、この亡くなった方については、数に変わらないのですけれども、例えば毎週水曜日に更新している品川区の患者数ですけれども、日々の確認で最新のいいものを出している状況ではあるのですが、第5波のところで最終確認がうまくいかなかった中で、自宅療養者の非常に多かった数が、実は今週と先週で随分、違いがあることを確認されておりまして、これは確認をした結果、違いが後から分かるものでもございまして、最新のものを参考にいただければと思います。自宅療養中だったと思ったら、例えば、お一人の方が朝は自宅療養中でその後ホテルに来て、ホテルで具合が悪くなれば入院になるのですけれども、お一人の方で1日に3回のフェーズもありますので、この中で自宅療養中がかなり多かったという、先週の数になっておりますが、今週かなり減っているのはそのような状況になります。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

PCR検査ができる医療機関の公表というのはなかなか難しいと。だから、今であれば東京都のホームページを案内していただくということは、これからはできるのかなと思うのです。もしもまた、第6波みたいなものが起こるといときには、そういうふうな形でしていただけるのかなと思うのですが、今回はそういうことで、濃厚接触者というふうに判断されたにもかかわらず、PCRが受けられなかったというのは、本人や家族にとってみれば、やはりすごく不安だし、PCR検査が陽性が陰性かによっての対応というのも、やはりすごく変わってくる部分というのもあると思います。そういう点では、本当に感染の実態もそうですし、家族感染の注意の仕方というのも変わってくると思いますので、今後への教訓ということで、ぜひお願いしたいなと思います。

それからあと、3のその他のところに、オリンピック・パラリンピック期間中の対応というのが書かれているのですけれども、このところでは、選手や関係者らの感染というのは、合わせて848人とい

うことで報道がされています。オリンピック547人とパラリンピック301人で、選手も41人で選手村で54人ということで、ニュースなどでは発表されていますけれども、品川区としても、コロナウイルス陽性と判断された方の濃厚接触者の特定などの判断を担ったということなのですが、これは品川区として、品川区が関係した陽性者という方は何人くらいいらっしゃったのか。

それから、「濃厚接触者の特定等」というふうに書かれているのですが、特定する以外にも、何かされたことというのがあったのか、また、健康観察などというのは、品川区が担うということもあったのか、その状況を教えていただきたいと思います。

#### ○鷹筈保健予防課長

オリンピック・パラリンピック期間中の対応でございますが、オリンピック・パラリンピックの選手および関係者、また報道関係者も含めてですけれども、全ての方の対応をこちらに記載のとおり、IDCC、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会・感染症対策センター、組織委員会と東京都のCDC、福祉保健局のほうが出先という形で一緒に組織をつくって対応していたこの組織でございますが、こちらで、言葉の問題も含めて全て対応していただきまして、我々、当初はオリンピック・パラリンピックの会場に入れるだけのパスも全部用意して、何かあったときには現地に調査に行かなくては、というつもりでしたのですけれども、その後、この総合組織のほうとの調整の中で、基本的に要は全ての言語でこちらの組織で対応していただきまして、観戦期間中の行動も全て調べていただいて、この範囲を濃厚接触者としました、あるいは調査の結果濃厚接触者はなしと判断しました、この人の行動はこういう範囲です、という全ての調査記録を保健所のほうに見せていただいて、それでよろしいですか、という確認がくる形になります。我々は場合によっては、その施設の消毒などについて、例えば滞在しているホテルから相談があったときにはそれに対応する、助言をするという形で、直接的に特に品川区保健所においては現場に出向いて感染者の方を移送するとか、そういった対応はほぼやらずに済んだという、その意味では大変役割分担がうまくいったかというふうに考えております。

正確な数を持ってきていないのですけれども、品川区保健所で把握する中では選手の方の陽性者というのは1人もいらっしゃいませんで、選手の付添いの方で陽性者を1人確認しています。それ以外はほとんど報道関係の方で陽性者が見つかって、その方が入国するまでの飛行機での濃厚接触者ですとか、日本に入国してからの移動経路での濃厚接触者、あるいはホテルでの滞在中の濃厚接触者などというものを、全てこちらの組織委員会と感染症対策センターが綿密に調査をして、その調査記録を日本語に訳したものの形で我々に見せていただいて、それを我々が確認して判断するという形で対応しました。あちらに専門家がいるので、その判断に間違いがあることはほとんどございませんでしたので、その意味ではうまくいきました。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

分かりました。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(7) 品川区の新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種状況について

#### ○鈴木（博）委員長

次に、(7)品川区の新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

お手元の資料に基づきまして、ワクチンの接種状況についてご説明させていただきます。

変更があった点をピックアップしてご説明させていただきます。

まず項番5の接種会場の集団接種の場所でございます。一番下、⑰に日精ビルディングが追加となりました。今月、9月10日のアストラゼネカのワクチンの接種より、日精ビルディングの会議室をお借りしまして、現在接種会場として使用させていただいております。追加となりました。

(2)個別接種でございます。現時点で、まだ個別接種会場、クリニック、2回目の接種が今順調に進んでいるというふうな話も聞いておりますが、2回目の接種が終わりましたら、順次個別接種は閉じていくというところがほとんどだというふうに医師会からは聞いております。

裏面にまいります。

7でございます。③妊婦と配偶者の優先接種についてご報告いたします。9月1日に予約を開始しまして、土曜日を使いまして3回、11日、18日、25日の3日間で実施をするために予約を取りました。およそ800の枠をつくりまして、およそ300の方のご予約をいただくことができました。余った500枠は一般枠に開放しまして、全て予約は入りましたので、無駄になっている枠はございません。

8、接種率でございます。お手元の表は13日時点のものでございますので、21日時点、今朝一番拾える最新の新しい数字、昨日の21日時点のパーセンテージだけご報告をさせていただきます。

まず、10代から。最新の数字の10代1回目が35.7%、2回目が17.3%。20代の1回目、最新の数字が46.2%、2回目が32.5%。30代1回目が55.6%、2回目が37.4%。40代1回目が65.0%、2回目が50.5%。50代1回目が72.5%、2回目が64.4%。60代から64歳の方、1回目が78.9%、2回目が73.8%。そして高齢者、65歳以上の方ですが、1回目が89.6%、2回目が87.6%。そして全体となりますが、1回目が66.3%、2回目が55.3%。ご報告の数字が現在最新の数字でございます。

説明を続けさせていただきます。

10、②についてご説明いたします。9月にファイザー社の予約枠、9月6日とそれからこの間の日曜日、19日に予約枠を2回つくりまして開放しました。9月6日のものは、当日午前中に予約枠の上限に達してしまいましたが、9月19日、約5,700の枠をつくりまして開放しましたところ、19日の日曜日の17時時点でまだ1,700ほど余り、予約が取れる状況でございました。そして、昨日9月21日の夜8時時点では、まだその1,700のうち150ほど、まだ予約が取れる状況ではありましたが、今朝、その予約ができる枠がゼロというふうになっておりました。

ですので、現在、ファイザー社のものは、キャンセルが出たものを取るということでは取ることができない状況となっております。現時点で、ファイザー社の今後の追加の予約枠、現時点では、今予約枠を設定するには、ホームページ等々でご報告のとおり、全然ありません。

12についてご説明いたします。アストラゼネカ社、こちらは、まだ本日時点でも予約枠にまだ余裕がございます。このアストラゼネカ社のワクチンについて、プレス発表は10日にさせていただきましたが、9月9日木曜日、2,500回分のワクチンを適正な温度管理ができていなかったということで、使用不可、廃棄ということで、プレス発表をさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

こちらは、会場の設営中、温度設定をした冷蔵庫を会場のレイアウトの関係で移動して、コンセントを抜いて差し替えたところ、設定した温度が初期設定の数字に戻ってしまっていて、設定温度よりも冷え過

ぎってしまったことが原因となります。ただ、このアストラゼネカに関して、予約をしていた方に特段影響はございませんでした。

そして13、モデルナ社のワクチンでございます。9月10日から予約を開始して、14日から、旧ひろまち保育園を筆頭に接種を開始しております。こちらの資料では14日時点で予約枠に余裕があるということではございましたが、一時期枠はなくなりましたが、本日また、会場の調整がついた関係で、日精ビルディングの土日を中心に、枠をおよそ800、開放しております。お昼の時点で、上げた本日800枠のうち、130ほどの予約が入っておりますので、現状まだ500ほど予約枠が余っている状態でございます。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ワクチンメーカーを見ると、ワクチン供給率というのが56.1%なのですけれど、この供給率の中には、全て、ファイザーからモデルナからアストラゼネカから全て入っているという考え方でいいのか、その確認と、それからファイザーの分というのは352箱で約41万回分ということで書かれているのですけれど、アストラゼネカとモデルナは、それぞれ何回分なのか、それを教えていただきたいと思います。

それから、モデルナがあと500人分くらい枠があるということなのですが、アストラゼネカはトータルで幾つあって、余裕があと幾つあるのかという、その数を教えてください。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

まず、ワクチンメーカーの件でございますが、区に入ってくるワクチンを表しておりますので、全てのワクチンの合算というふうにご理解をいただければと思います。

それから、ワクチンの箱数でございます。ファイザー社、こちらの記載のとおり352箱でございます。それで、モデルナ社が、来週入ってくるものも含めての数字でお話しいたしますと129箱。1箱100回分となりますので、1万2,900回分です。これを人数に直しますと、2回打たなければいけませんので、2で割ります。ですので6,450名分ということになります。

アストラゼネカ社です。アストラゼネカ社は合計で45箱でございます。同じく1箱100回分ですので、4,500回分というふうにご理解いただければと思います。

そして最後に、アストラゼネカ社の現在の枠の余裕具合ですが、毎日240名の枠を開けております。現在、5日間、既に終わったものも含めて開放しておりますので、240掛ける5の約1,200枠をこちらのほうでおつくりいたしました。既に終わったものも含めまして、現在600から700程度の枠が埋まっております、残っている枠が、今週の金曜日24日の分、10月1日の分、10月8日の分の3回分が残っております。今週金曜日の分は、あと残り枠が約40枠というふうに聞いております。ただ10月に入りまして、10月1日分と8日分については、まだ150枠ほど余裕があるように報告を受けております。

#### ○鈴木（博）委員長

ちょっと聞きたいのだけれど、アストラゼネカが45箱ということなのだけれども、9月9日に25箱分が駄目になっているわけですね。これはここに入っているのですか。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長



大変失礼しました。25箱、こちらが駄目になった分でございますので、現状は45から25を引いた20箱でございます。それとあと、ワクチンが駄目になってしまった分、実は他自治体から融通をいただきまして、その分は、この箱数の中には含まれておりません。ですので接種に関して、今現在手元にあるのは20箱分プラス融通いただいたワクチンのバイアル数ということになります。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

結局、アストラゼネカは、20箱で2,000回分で、そのほかに融通していただいたものというのは、それほどでもないのか、そこどころがどれぐらいなのかというのが分かたら教えてください。そうすると、それも全部含めて56.1%ということは、まだまだちょっと足りないということだと思うのです。

それで、国はもう本当に、3回目をどうするかみたいなことでよく報道でもされていると思うのですが、そういう中で、一般質問の中で、国がワクチンは確保できているというふうに言っているにもかかわらず、なぜ自治体に供給されないのかということで、その理由はどう説明されているのかというふうなことで聞いたのですが、国は12歳以上の人口の8割が2回接種できるためのワクチンを配分していると説明しているという、こういう答弁しかなかったのです。

国は、確保できているということにもかかわらず、なぜ自治体に供給されないのかというのは、品川区としてはどう考えてどう説明されているのかというのを、共産党としては聞いたのに、そういう答弁がなかったのです。ここはちょっと、自治体はどういうふうに国に対して言って、国はどう言っているのかというもお聞かせいただけたらと思います。

それからモデルナは、ホームページを見ると、16歳から29歳の優先予約を受付中となっているのです。だからモデルナは基本16歳から29歳までの若い人を優先で受け付けるということで、今もやっているということなのではないでしょうか。そういう点も伺いたいと思います。

あともう一つは、保育園とか学校とか、子どもたちにまで感染が広がるというのがちょっとこのデルタ株の怖いところだなと思うのですが、そういった意味で、まず、学校の先生は基本的に希望する人は全て教育委員会が名簿をつくって東京都に渡して、東京都が学校の先生のワクチンはやるという対策を取ったと伺ったのです。だけど保育園とかすまいるスクールとか、そういう子どもたちに接する学校以外のところではそういう対策が取られていないと思うのです。そういうところでは、区としても優先的に、子どもたちの感染を防止するためにも、そういう対策が必要ではないかなと思うのですけれど、その点はいかがでしょう。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

まず、融通分でございますが、実際に融通していただいたのが、10日の分とそれから17日の分と24日分の3日分でございます。大体1日に200名ずつの予約が入っておりますので、およそ600名です。ちょっと細かいバイアル数は、すみません、今ちょっと私の手元に数字ありませんが、1バイアルで10名打てます。ですので、1日200名ですので、およそ1日20バイアル、その3日分、60バイアルほどを融通していただきました。

先ほど、区に56.1%で全然足りてないのではないかとご指摘いただきましたが、区に入ってきているワクチンは確かに56.1%の人口分しか入ってきておりませんが、その他、大規模接種会場であったり、職域接種で接種が進んでおりますので、その辺りを見越して、当然試算はしております。それでもやはり足りないというふうな結論となっておりますので、その辺りは、東京都を通じて国への要望は出しております。ただ、返ってくる返答は、この間の答弁ではございませんが、8割供給してい

るというお返事が返ってきているという現状でございます。

それからモデルナの、16歳から29歳の件でございますが、モデルナの枠は基本的に一般枠に開放しておりますが、その一般枠の一部を、16歳から29歳の若年層向けの優先枠という形で、コールセンターのみの受付ということで現在予約を取っております。ですので、こちらの枠は一般枠とは別に、コールセンターでお取りすることができまして、現在まだ余裕があるというふうに聞いております。

保育園の保育士の件につきましては、集団接種会場が始まった当初から、集団接種会場が出るキャンセル枠を使って、保育士の名簿を使って総務課を中心にリストをつくりまして、そこに打ちに行っていたというスキームをつくっております、もうそのリストがもうほぼ今、なくなっている状態だということは報告として聞いております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

そうすると、ワクチン供給率というのは、これは人口全員がやったときのことを考えて56.1%という考え方なのでしょうか。区として、大規模接種会場だったりとか職域接種であったりとかというふうなことを含めると、その辺の割合と、それから区がこれだけは、というのを除いたところで、何%ぐらいまでは確保されているというふうなことになるのか、その辺のところの計算ができていたら教えてください。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

まずこの56.1%は、接種人口、対象である12歳以上の人口およそ36万5,000人に対するパーセンテージというふうにご理解をいただければと思います。

職域接種それから大規模接種でございますが、こちらは、区でどれくらい打てるかという試算をすることができませんで、あくまで打ち終わった、いわゆるVRSというシステムで登録をしていくのですが、その登録で上がってきた数字から類推するほかちょっと方法がなくて、その辺りを含めて、あと数%分のワクチンがあれば、36万5,000人の8割の約29万2,000人の方のワクチンを確保することができるのではなかろうかという試算の下に、現在担当者は、ファイザー以外のワクチン、アストラゼネカであったりモデルナの確保に動いているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、そもそも8割でいいのかというのもあるのかなという気がするのです。65歳以上の人も9割は接種していますし、60代の人だって1回目でもう8割近くになっているわけですから。そうすると、職域接種と大規模接種会場などで打った方を除くと、あとどれくらい区としては必要だという、必要数というのはどれぐらいと考えているのか。数%ですか。数%というのは何人分というのだけ教えていただけたら。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

こちらの試算というのは36万5,000人ですので、1%が約3,600人に当たります。二、三分というふうに考えていますので、1万人はいかないだろうと。あと数千人分で、8割に行くのではなかろうかというところの試算で今動いております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

分かりました。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

#### ○若林委員

それでは確認で、今の数%とか二、三%とか、1万人とか数千人とか、いろいろな数字が出てきたのですが、すると要するに、もうファイザーはもうありませんよと。その、1万人以下とか数千人分とか数%から二、三%は、全てアストラゼネカとモデルナでこれを賄っていくということによろしいですか。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

基本線はアストラゼネカとモデルナのワクチンの確保で賄っていくというところでございます。ただ、一部、まだ病院のほうで、既にお渡ししているファイザーの使用期限の問題がありまして、打ち切れないというものがもし今後出てくるようであれば、それを急いでこちらのほうで回収しまして、期限内に打てるように行っていくから、もしかしたらそのファイザーがあと少し、また少し予約を取ることができるような状態になる可能性もゼロではございませんが、基本的には国から供給されるアストラゼネカとモデルナで大きな数を確保していくということで現在動いております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 その他

### (1) 所管質問について

#### ○鈴木（博）委員長

次に、予定表2、その他を議題に供します。

初めに、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、鈴木ひろ子副委員長より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申し出がございました。

質問項目は、おくの議員の一般質問のうち、「コロナ感染爆発、オリ・パラ強行、医療崩壊、相次ぐ在宅死 必要な医療の提供と大規模検査で命最優先の対策を」の項目から、保育園で感染者が出た場合の濃厚接触者へのPCR検査について、学校におけるPCR検査と対応ガイドラインについておよび自宅療養者の健康観察対応の職員体制についての3点でございます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の質問につきましては、厚生委員会に関わる項目についての所管質問でありますので、ご留意をお願いいたします。

それでは、改めまして、鈴木ひろ子副委員長の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

今、委員長に言っていただいたとおりなのですが、1つ目の保育園での感染が出た場合というのは、今ご説明いただきましたので、それで結構です。

それから、2つ目の学校のPCR検査についてということでは、8月27日に文部科学省のほうから出た対応ガイドラインを参考に、適切に対応されているということでしたので、この「適切に」という中身を具体的に教えていただきたいというのが2点目でした。

それから3点目は、先ほども言いましたけど、自宅療養者への健康観察についての体制ということで、最大保健師・看護師が71名、事務職が27名ということでしたけれども、常勤換算ということでの人

数ということでいいのかという確認をさせていただきたいということと、それから、先ほどのところでも、現在の看護師と保健師の内訳をご説明いただきましたけど、そういう形でこの職員の内訳も教えていただけたらということでの質問をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

#### ○鈴木（博）委員長

質問が終わりました。

ご質問にありました、保育園・学校における新型コロナウイルス感染症対応の主なる所管は文教委員会です。先ほども申し上げましたが、所管質問は当厚生委員会に関わるもので、ご答弁も当委員会所管の範囲でいただくこととなりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、理事者より答弁をお願いいたします。

#### ○鷹箸保健予防課長

では、3点ご質問いただいたうち、1点目は先ほどお答えいたしましたので、2点目ですが、学校に関わるガイドラインに応じた適切な対応につきましては、濃厚接触者の範囲を決めるといったことは、基本的には保健所のほうで判断をして、学校とともに、具体的には教育委員会事務局の学務課とともに、対象となる学校に指示を出しておりますので、その範囲でお答えいたします。

具体的には、陽性者が1人生徒で発生した場合には、感染可能期間、具体的には症状がある方の場合は発症から2日前、症状がなくて検査で陽性になった方については検査の日の前2日に遡りまして、濃厚接触者に当たる人がいるかどうか、その生徒の行動履歴を2日間にわたり詳細に、朝登校してから下校するまでの各時間ごとに綿密に確認をさせていただきまして、濃厚接触者の有無を判断いたします。濃厚接触者はその陽性者と接触した最終日の翌日から5日目以降にPCR検査を実施いたします。その結果、陽性の方がいらした場合にはさらに範囲を広げて、その新たに陽性となった生徒の行動履歴をまた確認し、濃厚接触者が新たにいるかどうかを確認します。また、検査が陰性でも、濃厚接触者と判断した方については、最終接触日から14日間の自宅待機をお願いしました。

また、陽性者が同じクラスで2人以上発生し、お互いの感染経路が、例えばお父さんが陽性であるとか家族内感染ということではなくて、感染経路が全く不明の場合は同じクラス内での感染拡大を考えて、クラス全員を対象にPCR検査を実施し、その結果、陽性の方がいた、全員陰性だったということのその後の対応については変わりません。そのように厳密に、学校にいる間の時間中の行動を全て確認した上で、濃厚接触者の有無、必要な検査の有無に対応してまいりました。

感染者の自宅療養者の健康観察などの対応の人数でございますが、看護師・保健師合わせて71名ということで、この人数については、ほぼ全員が常勤換算の人数でございます。午前中だけとか午後だけとか、そういった勤務の方はいらっしゃいませんで、当初の時短の予定の職員でも深夜まで残業しながら何とかこなしてまいりました。その中で、先ほどの内訳と重なりますが、常勤保健師が6名、会計年度任用の保健師が8名、派遣の看護師は、人の入れ替わりはありましたけれども、最大で57名。そのような対応で、今回の第5波に対応してまいりました。

#### ○鈴木（博）委員長

答弁が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ご答弁ありがとうございました。

学校のPCR検査なのですけれど、このガイドラインだと、学校のほうでも判断をして、結構広い範

囲の検査をしてもいいよというような、学校でそれをやったこと、判断をしたことを保健所が認めて、行政検査になるよという、そういうガイドラインが出されたと思うのです。学校での感染というときも、濃厚接触者の判断とかも全部保健所がやるという形に今でもされていることなのではないでしょうか。

先ほどの話でも、事業所だったりとか、いろいろな職場のところでの判断というふうなことになっていることが多いと思うのですが、学校の場合は保健所がされるということで、このガイドラインではなくて保健所がされるという形で、今でもされているのか、その点を伺いたしたいと思います。

それから、自宅療養者のほうは、改めて常勤換算でこれだけの人数でできていたくらいの、それだけ大変な状況だったのだろうなということが分かりました。ありがとうございました。

学校のほうだけ教えてください。

#### ○鷹箸保健予防課長

学校で判断といいますか、品川区の場合は、一時期やむなく検査ができなかったときもごさいますが、その間についても、保育園、幼稚園、学校全て、細かい行動履歴表というものを保健所で定めたものがありまして、それに基づいて、在園中、在校中の時間ごとの全ての行動を書き写したものを保健所に上げていただいて、保育園あるいは学校ではこのように判断しますが保健所はいかがですかという形で全て相談を受けて、一緒に判断してまいりました。

あと、学校についてのご質問でございますが、高齢者施設に関しては、判断も含めて、それから検査もその当時から全く変わりなく実施していきまして、集団での検査についてもやっております。なお、保育園も5歳児以上ですと唾液の検査がかなり可能ですので、我々が出向かなくても検査できたこともございますが、もう学校の生徒については、ほぼ唾液の検査ができますので、今はこの検査容器を学校のほうにお渡しをして、検体の採取方法をご説明して、集めた検体を保健所に持ってきていただいて、我々のほうで検査に出すという方法で、遅れなく検査をさせていただいているところでございます。

先ほどの対応の人数71名でございますが、要は土曜日、日曜日も含めてずっと対応をしなくては行けないので、代休を取っていきますとこれだけの人数が必要で、これでも足りなくなると、かなり深夜までの残業が必要になったという形になります。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

保健所と学校だったり、保育園だったりとかも、実際は、保健所と相談をしながら決めていくという、そういうことだと思います。ガイドラインもそういうことで、学校がこうしたことを保健所が認めたらできるよというガイドラインになっていると思うのです。でもこのガイドラインで言われているのは、やはり陽性者が出たらクラス全員とすることができるだったりとか、部活のところだったら部活で全員ができるというふうなことだと思います。そういう点では私はやっぱり、広く検査をして実態をつかむ、そしてまた対策を取れるということになると思いますので、また、そういうガイドラインだと思いますので、ぜひこれからも、もしも感染が出た場合にはそういう形で広く検査をさせていただくようにお願いしたいと思います。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○鈴木（博）委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○鈴木（博）委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

---

(3) 委員長報告について

○鈴木（博）委員長

次に、(3)委員長報告でございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

---

(4) その他

○鈴木（博）委員長

次に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時19分閉会